

(様式3)

(調書)

自己点検・評価書

平成26年5月

京都大学大学院薬学研究科・薬学部

■薬科大学・薬学部（薬学科）の正式名称

京都大学大学院薬学研究科・薬学部

■所在地

606-8501

京都市左京区吉田下阿達町 46-29

■大学の建学の精神および大学または学部の理念

京都大学の建学の精神を受け継ぐ基本理念

京都大学は、創立以来築いてきた自由の学風を継承し、発展させつつ、多元的な課題の解決に挑戦し、地球社会の調和ある共存に貢献するため、自由と調和を基礎に、ここに基本理念を定める。

・研究

1.京都大学は、研究の自由と自主を基礎に、高い倫理性を備えた研究活動により、世界的に卓越した知の創造を行う。

2.京都大学は、総合大学として、基礎研究と応用研究、文科系と理科系の研究の多様な発展と統合をはかる。

・教育

3.京都大学は、多様かつ調和のとれた教育体系のもと、対話を根幹として自学自習を促し、卓越した知の継承と創造的精神の涵養につとめる。

4.京都大学は、教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する、優れた研究者と高度の専門能力をもつ人材を育成する。

・社会との関係

5.京都大学は、開かれた大学として、日本および地域の社会との連携を強めるとともに、自由と調和に基づく知を社会に伝える。

6.京都大学は、世界に開かれた大学として、国際交流を深め、地球社会の調和ある共存に貢献する。

・運営

7.京都大学は、学問の自由な発展に資するため、教育研究組織の自治を尊重するとともに、全学的な調和をめざす。

8.京都大学は、環境に配慮し、人権を尊重した運営を行うとともに、社会的な説明責任に応える。

京都大学薬学部の理念

薬学は医薬品の創製、生産、適正な使用を目標とする総合科学であり、諸基礎科学の統合を基盤とする学際融合学問領域と位置づけられる。本学部・研究科は諸学問領域の統合と演繹を通じて、創造的な薬学の“創”と“療”の拠点を構築し、先

端的創薬科学・医療薬学研究を遂行して人類の健康と社会の発展に貢献することを目標とする。

京都大学薬学部薬学科の教育理念と人材養成の目的

教育理念

薬学の学修を通じて、先端医療、医療薬学・臨床薬学の発展を担いうる人材を育成することによって、人類の健康と社会の発展に貢献することを理念とする。

人材養成の目的

生命倫理を基盤に、薬学の基礎となる自然科学の諸学問と薬学固有の学問に関する知識と技術および医療人として適正な態度を修得し、高度な先端医療を担う指導的薬剤師となる人材、医療薬学分野で活躍できる人材の育成を目指す。

目 次

『教育研究上の目的』	1
1 教育研究上の目的	
[現状]	1
[点検・評価]	3
[改善計画]	3
『薬学教育カリキュラム』	4
2 カリキュラム編成	
[現状]	4
[点検・評価]	8
[改善計画]	8
3 医療人教育の基本的内容	9
[現状]	9
[点検・評価]	21
[改善計画]	22
4 薬学専門教育の内容	
[現状]	23
[点検・評価]	29
[改善計画]	29
5 実務実習	
[現状]	30
[点検・評価]	42
[改善計画]	42
6 問題解決能力の醸成のための教育	
[現状]	44
[点検・評価]	48
[改善計画]	48
『学生』	49
7 学生の受入	
[現状]	49
[点検・評価]	54
[改善計画]	54

8	成績評価・進級・学士課程修了認定	
	[現状]	5 5
	[点検・評価]	6 3
	[改善計画]	6 3
9	学生の支援	
	[現状]	6 4
	[点検・評価]	7 9
	[改善計画]	7 9
	『教員組織・職員組織』	8 0
1 0	教員組織・職員組織	
	[現状]	8 0
	[点検・評価]	9 5
	[改善計画]	9 5
	『学習環境』	9 6
1 1	学習環境	
	[現状]	9 6
	[点検・評価]	1 0 0
	[改善計画]	1 0 0
	『外部対応』	1 0 1
1 2	社会との連携	
	[現状]	1 0 1
	[点検・評価]	1 0 5
	[改善計画]	1 0 5
	『点検』	1 0 6
1 3	自己点検・評価	
	[現状]	1 0 6
	[点検・評価]	1 0 9
	[改善計画]	1 0 9

『教育研究上の目的』

1 教育研究上の目的

【基準 1-1】

薬学教育プログラムにおける教育研究上の目的が、大学または学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて設定され、公表されていること。

【観点 1-1-1】教育研究上の目的が、大学または学部の理念ならびに薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命を踏まえて設定されていること。

【観点 1-1-2】教育研究上の目的が、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズを適確に反映したものとなっていること。

【観点 1-1-3】教育研究上の目的が、学則等で規定され、教職員および学生に周知されていること。

【観点 1-1-4】教育研究上の目的が、ホームページなどで広く社会に公表されていること。

【観点 1-1-5】教育研究上の目的について、定期的に検証するよう努めていること。

【現状】

薬学部薬学科では、以下に示すような「教育理念」に基づいて「人材養成の目的」を定めている。また、「学生便覧・シラバス」の冒頭の「はじめに」では、以下のように薬学教育の目的を定めている。【観点1-1-1】(資料 No. 3, 8, 9) この目的は、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズを適確に反映している。【観点1-1-2】(資料 No. 3, 8, 9) 理念・人材養成の目的は、「学生便覧・シラバス」や「薬学研究科・薬学部ホームページ」で公表して周知している。【観点1-1-3および1-1-4】(資料 No. 3, 9) さらにこの目的については、「京都大学薬学部教授会内規」に基づいて、「教務委員会で必要に応じて検証する体制」を整えている。【観点1-1-5】(資料 No. 10, 11)

【教育理念】

薬学の学修を通じて、先端医療、医療薬学・臨床薬学の発展を担いうる人材を育成することによって、人類の健康と社会の発展に貢献することを理念とする。

【人材養成の目的】

生命倫理を基盤に、薬学の基礎となる自然科学の諸学問と薬学固有の学問に関する知識と技術および医療人として適正な態度を修得し、高度な先端医療を担う指導的薬剤師となる人材、医療薬学分野で活躍できる人材の育成を目指す。

「学生便覧・シラバス」の「はじめに」

薬学は、人体に働き生体機能の調節等を介して疾病の治癒、健康の増進をもたらす医薬品の創製、生産、管理、適正使用を目標とした総合科学です。一般に総合科学では基礎と応用、理論と技術は相互に補完的な関係にあり、薬学においては物理

学、化学、生物学などを主たる基礎科学とし、その上にそれらを包括し総合的且つ融合的に展開する固有の学問が成立しています。薬学と医学は密接な関係にありますが、医学が直接人間を対象とするのに対して、薬学は薬という物質を対象として医療に貢献します。薬は人間の生命と健康の保全にかかわる物質ですから、薬を取り扱う薬学は社会的にも重要な意義をもつ総合科学です。薬学部では、こうした観点から、広い教養とともに専門分野の基礎科学を修得することを主眼として、薬の本質、疾病と薬物治療、医薬品創製の道筋、薬と社会の関わり方など、薬学部卒業生として必要不可欠な科学的知識・技能・態度を、調和のとれた体系的カリキュラムにより教育することを目指しています。・・・・（後略）

根拠資料

【観点 1-1-1 および 1-1-2】

・資料 No.8「京都大学大学院薬学研究科および薬学部における理念・人材養成に関する内規」（部外秘・訪問調査時に閲覧可）

【観点 1-1-1、1-1-2、1-1-3 および 1-1-4】

・資料 No.3「学生便覧・シラバス（平成 25 年度）京都大学薬学部（薬学科）Ⅰ. 学生便覧」（理念・人材養成の目的、裏表紙）；および（はじめに、p.1～2）

・資料 No.9 京都大学大学院薬学研究科・薬学部ホームページ
(<http://www.pharm.kyoto-u.ac.jp/outline/principles/aim/>)「理念・人材養成の目的」

【観点 1-1-5】

・資料 No.10「京都大学薬学部教授会内規」（部外秘・訪問調査時に閲覧可）
・資料 No.11「京都大学大学院薬学研究科・薬学部委員会内規」（部外秘・訪問調査時に閲覧可）

『教育研究上の目的』

1 教育研究上の目的

[点検・評価]

(優れた点)

- ・ 理念と人材養成の目的を広く社会に公表：理念と人材養成の目的が、薬剤師養成教育に課せられた基本的な使命、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズ、学生のニーズを適確に反映したものとなっており、学生便覧・シラバスやホームページに掲載して広く社会に公表するとともに周知徹底を図っている。【基準1-1】

(改善を要する点)

- ・ 基準の各観点に関して十分に達成されているので、改善を要する点はない。

[改善計画]

- ・ 特にはない。

『薬学教育カリキュラム』

2 カリキュラム編成

【基準 2-1】

教育研究上の目的に基づいて教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）が設定され、公表されていること。

【観点 2-1-1】教育研究上の目的に基づいて教育課程の編成・実施の方針が設定されていること。

【観点 2-1-2】教育課程の編成・実施の方針を設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 2-1-3】教育課程の編成・実施の方針が、教職員および学生に周知されていること。

【観点 2-1-4】教育課程の編成・実施の方針が、ホームページなどで広く社会に公表されていること。

[現状]

薬学部薬学科では、以下のような教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。【観点2-1-1】（資料 No. 3, 12, 13）カリキュラム・ポリシーを設定するために、「京都大学薬学部教授会内規」に基づいて設置されている教務委員会で教育課程の編成・実施に関する原案を作成し、最終的には教授会で決定している。【観点2-1-2】（資料 No. 10, 11）カリキュラム・ポリシーについては、「学生便覧・シラバス」や「京都大学ホームページ」「薬学研究科・薬学部ホームページ」で公表して教職員や学生に周知している。【観点2-1-3および2-1-4】（資料 No. 3, 12, 13）

「カリキュラム・ポリシー」

1. 豊かな知性と人間性を育む教養教育を実施し、その上に薬学の基礎となる自然科学の諸学問と薬学固有の学問に関する教育を体系立てて実施し、薬学領域で指導的な役割を果たしうる人材を育成する。
2. 豊かな教養、自然科学に関するしっかりとした基礎知識と技術、医療人として適正な倫理性に基づいた態度と判断を涵養するために、調和のとれた教養教育と基礎教育を体系的に実施する。
3. 創薬科学、生命薬科学、医療薬科学に関する薬学専門教育、薬剤師として必要な専門的知識、技能、態度を修得する教育を実施する。
4. 高度な先端医療を担う指導的薬剤師として活躍できるよう、科学的観点に立った問題発見能力および問題解決能力を醸成させる。

根拠資料

【観点 2-1-1、2-1-3 および 2-1-4】

・資料 No.3 「学生便覧・シラバス（平成 25 年度）京都大学薬学部（薬学科） I. 学生便覧」（裏表紙：カリキュラム・ポリシー）

・資料 No.12 京都大学ホームページ

（http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education/policy/cu_policy/gakubu_cu/yakugaku.htm）「薬学部教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」

・資料 No.13 京都大学大学院薬学研究科・薬学部ホームページ

（<http://www.pharm.kyoto-u.ac.jp/faculty-graduate/faculty/policy/>）「学部カリキュラム・ポリシー／ディプロマ・ポリシー」

【観点 2-1-2】

・資料 No.10 「京都大学薬学部教授会内規」（部外秘・訪問調査時に閲覧可）

・資料 No.11 「京都大学大学院薬学研究科・薬学部委員会内規」（部外秘・訪問調査時に閲覧可）

【基準 2-2】

薬学教育カリキュラムが、教育課程の編成・実施の方針に基づいて構築されていること。

【観点 2-2-1】薬学教育カリキュラムが教育課程の編成・実施の方針に基づいて編成されていること。

【観点 2-2-2】薬学教育カリキュラムが薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格のみを目指した教育に過度に偏っていないこと。

【観点 2-2-3】薬学教育カリキュラムの構築と必要に応じた変更を速やかに行う体制が整備され、機能していること。

【現状】

薬学部薬学科では、カリキュラム・ポリシーに基づいて薬学教育カリキュラムが編成されており、カリキュラムは「京都大学薬学部学修要項」に明記されている。

【観点 2-2-1】(基礎資料 4 資料 No. 3)薬学教育カリキュラムが薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格のみを目指した教育に過度に偏っておらず、その方針については「京都大学大学院薬学研究科および薬学部における理念・人材養成に関する内規」に定めており、「教育理念」と「人材養成の目的」として「学生便覧・シラバス」や「薬学研究科・薬学部ホームページ」で公表して周知している。【観点 2-2-2】

(資料 No. 8, 3, 12, 9, 13) 教務委員会で薬学教育カリキュラムの構築と必要に応じた変更を速やかに行う体制が整備されている。実際に、平成 18 年度に薬学科のカリキュラムが制定されてから 2 回の軽微なカリキュラム修正を行っており、必要に応じて対応できるシステムが十分に機能している。【観点 2-2-3】(資料 No. 11, 3)

「カリキュラム・ポリシー」

1. 豊かな知性と人間性を育む教養教育を実施し、その上に薬学の基礎となる自然科学の諸学問と薬学固有の学問に関する教育を体系立てて実施し、薬学領域で指導的な役割を果たしうる人材を育成する。
2. 豊かな教養、自然科学に関するしっかりとした基礎知識と技術、医療人として適正な倫理性に基づいた態度と判断を涵養するために、調和のとれた教養教育と基礎教育を体系的に実施する。
3. 創薬科学、生命薬科学、医療薬科学に関する薬学専門教育、薬剤師として必要な専門的知識、技能、態度を修得する教育を実施する。
4. 高度な先端医療を担う指導的薬剤師として活躍できるよう、科学的観点に立った問題発見能力および問題解決能力を醸成させる。

【教育理念】

薬学の学修を通じて、先端医療、医療薬学・臨床薬学の発展を担いうる人材を育

成することによって、人類の健康と社会の発展に貢献することを理念とする。

【人材養成の目的】

生命倫理を基盤に、薬学の基礎となる自然科学の諸学問と薬学固有の学問に関する知識と技術および医療人として適正な態度を修得し、高度な先端医療を担う指導的薬剤師となる人材、医療薬学分野で活躍できる人材の育成を目指す。

根拠資料

【観点 2-2-1】

- ・基礎資料 4 (カリキュラムマップ)
- ・資料 No.3「学生便覧・シラバス (平成 25 年度) 京都大学薬学部 (薬学科) I. 学生便覧」(京都大学薬学部学修要項、p. 15～20)

【観点 2-2-2】

- ・資料 No.8「京都大学大学院薬学研究科および薬学部における理念・人材養成に関する内規」(部外秘・訪問調査時に閲覧可)
- ・資料 No.3「学生便覧・シラバス (平成 25 年度) 京都大学薬学部 (薬学科) I. 学生便覧」(裏表紙:「理念」「人材養成の目的」「カリキュラム・ポリシー」)
- ・資料 No.12 京都大学ホームページ
(http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education/policy/cu_policy/gakubu_cu/yakugaku.htm)「薬学部教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)」
- ・資料 No.9 京都大学大学院薬学研究科・薬学部ホームページ
(<http://www.pharm.kyoto-u.ac.jp/outline/principles/aim/>)「理念・人材養成の目的」
- ・資料 No.13 (<http://www.pharm.kyoto-u.ac.jp/faculty-graduate/faculty/policy/>)
「学部カリキュラム・ポリシー／ディプロマ・ポリシー」

【観点 2-2-3】

- ・資料 No.11「京都大学大学院薬学研究科・薬学部委員会内規」(部外秘・訪問調査時に閲覧可)
- ・資料 No.3「学生便覧・シラバス (平成 25 年度) 京都大学薬学部 (薬学科) I. 学生便覧」(京都大学薬学部学修要項 (平成 25 年度以降入学者適用)、p. 15～20; および京都大学薬学部学修要項 (平成 18～24 年度入学者適用)、p. 23～31)

2 カリキュラム編成

[点検・評価]

(優れた点)

- ・ カリキュラム・ポリシーを広く公表：カリキュラム・ポリシーを制定して、適切に公表している。カリキュラム編成は、薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格のみを目指した教育に過度に偏ってはおらず、必要に応じて教務委員会で議論して、最終的に教授会の議を経て適切に変更できる体制が整備され、機能している。【基準2-1および2-2】

(改善を要する点)

- ・ 基準の各観点に関して十分に達成されているので、改善を要する点はない。

[改善計画]

- ・ 特にはない。

3 医療人教育の基本的内容

(3-1) ヒューマニズム教育・医療倫理教育

【基準 3-1-1】

医療人としての薬剤師となることを自覚し、共感的態度および人との信頼関係を醸成する態度を身につけるための教育が体系的かつ効果的に行われていること。

【観点 3-1-1-1】 医療人として生命に関わる薬学専門家に相応しい行動を身につけるための教育が体系的に行われていること。

【観点 3-1-1-2】 医療全般を概観し、薬剤師としての倫理観、使命感、職業観を醸成する教育が効果的な学習方法を用いて行われていること。

【観点 3-1-1-3】 医療人として、患者や医療提供者の心理、立場、環境を理解し、相互の信頼関係を構築するために必要な教育が効果的な学習方法を用いて行われていること。

【観点 3-1-1-4】 ヒューマニズム教育・医療倫理教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

【観点 3-1-1-5】 単位数は、(3-2)～(3-5)と合わせて、卒業要件の1/5以上に設定されていることが望ましい。

[現状]

生命に関わる職業人となることを自覚し、それにふさわしい行動・態度をとることができるようになるために、人との共感的態度を身につけ、信頼関係を醸成し、さらに生涯にわたってそれらを向上させる習慣を身につけることを目標とした教育を、入学年次から最終学年までの全学年を通じて体系的に行っている。具体的には、前期教育として、1年次配当の講義科目「薬学倫理・概論」、演習科目「先端医療 SGD 演習」、1、4年次配当演習科目「医療倫理実習」、2年次配当の演習科目「地域医療薬学」を設けており、生と死に対する理解を深めること、医療の担い手としての心構えを身につけること、患者およびその家族、自身以外の医療スタッフ、地域社会などとの信頼関係を築くことなどを学習させている。こうした基礎的な学習で身につけた態度は、4、5年次配当「医療実務実習事前学習」において、薬剤師業務と関連付けて医療の専門家としての素養を向上させるよう工夫している。【観点 3-1-1-1】(基礎資料 1, 4 資料 No. 3)

医療全体を俯瞰し、薬剤師としての自覚を持たせるとともに患者や医療提供者の心理、立場、環境を理解させるために様々な効果的な学習方法を用いている。1年次の「先端医療 SGD 演習」では、本学の医学研究科、医学部附属病院、さらには地域医療関連諸団体の協力のもと、早期体験実習(病院見学、薬局見学)を実施し、その体験や文献調査に基づいたグループワークや小グループ討論(SGD)を通じて、能動的学習態度、自己表現能力、コミュニケーション能力を涵養する。また、弁護

士を講師として招き、医療訴訟に関わる講義を実施している。また、1年次の「医療倫理実習」では、夏休み期間に病院で医療ボランティア活動を実施し、患者や他の医療従事者の立場を理解できる実体験の機会を設けている。同科目において4年次には、医学部と連携して医療安全をテーマに演習を実施し、医師、看護師と薬剤師がチーム医療の中で果たすべき役割を肌で感じる機会を設けている。2年次の「地域医療薬学」は、1班5-6名の小グループ単位で行う講義・演習科目であり、提示された症例から治療方針の決定等を行い、その過程で、コミュニケーション能力、問題発見能力、問題解決能力を涵養している。さらに、これらの医療系の学習および薬学専門科目をほぼ一通り学習した4~5年次担当「医療実務実習事前学習」において、再度、ヒューマニズム、医療倫理に焦点を当てるとともに、薬害被害者から直接体験等を含めた講義を受ける機会を設け、薬剤師としての倫理観、使命感、職業観のさらなる涵養を図っている。3年次までの薬学に関する知識、技能を修得した段階で再度実施する教育の効果は大きく、社会、あるいは全人的医療の全体に対して医薬品はどのように貢献できるか、最大限の貢献を達成する為にはどのような使用が望ましいか、自身は薬剤師としてどのように貢献できるか、貢献する為には自身に何が不足しているか、などの観点から、教育を実施している。このように基本的な医療系科目の学習および薬学専門科目をほぼ一通り学習した5年次にかなり専門的内容を含めた、薬害被害者からの講義を実施しているが、より早期にも実施することが望ましいと考えられる。【観点3-1-1-2および3-1-1-3】（基礎資料1、4 資料No.3, 14）

学生の評価は、出席点を中心にレポート、課題に関する発表会での、発表内容、質問・発現の内容、筆記試験などに基づき、目標達成度を評価している。評価指標はそれぞれの科目ごとに設定され、シラバスに掲載している。しかしながら、より客観的な指標と評価方法を検討することが望ましいと考えられる。【観点3-1-1-4】（資料No.3）

卒業要件は、全学共通科目 58 単位以上、学部科目 136 単位以上、合計 194 単位以上である。一方、(3-2) ~ (3-5) と合わせた単位は以下のように合計 75 単位 (38.7%) となり、卒業要件の 1 / 5 以上に設定されている。【観点3-1-1-5】（基礎資料1）

(3-1) ヒューマニズム教育・医療倫理：9 単位

「薬学倫理・概論」2 単位、「先端医療 SGD 演習」2 単位、

「医療倫理実習」1 単位、「地域医療薬学」2 単位

「医療実務事前学習」2 単位

(3-2) 教養教育・語学教育 及び

(3-3) 薬学専門教育の実施に向けた準備教育：合計 54 単位

全学共通科目（外国語を含む）54 単位

(3-4) 医療安全教育

「先端医療 SGD 演習」2 単位；(3-1) と重複

- 「医療倫理実習」1単位；(3-1)と重複
- 「医療実務事前学習」2単位(3-1)と重複
- (3-5) 生涯学習の意欲醸成：12単位
- 「先端医療 SGD 演習」2単位；(3-1)と重複
- 「地域医療薬学」2単位；(3-1)と重複
- 「医薬品開発プロジェクト演習 I」1単位
- 「医薬品開発プロジェクト演習 II」1単位
- 「病院実務実習」10単位

根拠資料

【観点3-1-1-1、3-1-1-2、3-1-1-3および3-1-1-4】

- ・基礎資料1(学年別授業科目)
- ・基礎資料4(カリキュラムマップ)
- ・資料No.3「学生便覧・シラバス(平成25年度)京都大学薬学部(薬学科)Ⅱ.シラバス」(「薬学倫理・概論」、p.1；「医療実務実習事前学習」、p.62～63；「地域医療薬学」、p.69；「先端医療 SGD 演習」、p.70；「医療倫理実習」、p.74)
- ・資料No.14「薬害に関する授業(花井十伍氏講演会)ポスター」

【観点3-1-1-5】

- ・基礎資料1(学年別授業科目)
- ・資料No.3「学生便覧・シラバス(平成25年度)京都大学薬学部(薬学科)Ⅰ.学生便覧」(卒業に必要な単位数、p.17；全学共通科目の卒業必要単位数、p.18；薬学部科目配当表、p.19～20)

(3-2) 教養教育・語学教育

【基準 3-2-1】

見識ある人間としての基礎を築くために、人文科学、社会科学および自然科学などを広く学び、物事を多角的にみる能力および豊かな人間性・知性を養うための教育が行われていること。

【観点 3-2-1-1】 薬学準備教育ガイドラインを参考にするなど、幅広い教養教育プログラムが提供されていること。

【観点 3-2-1-2】 社会のニーズに応じた選択科目が用意され、時間割編成における配慮がなされていること。

【観点 3-2-1-3】 薬学領域の学習と関連付けて履修できる体系的なカリキュラム編成が行われていることが望ましい。

[現状]

京都大学の教養教育では、「自学自習」のキーワードのもと、人文科学、社会科学、および自然科学などを広く学び、高度な知性と豊かな人間性、強固な責任感と高い倫理性を育むことを目的に、多様でかつ調和のとれた教養教育を実施している。具体的には、全学共通科目として、自然・応用科学系科目群、現代社会適応科目群、外国語科目群、拡大科目群が整備されており、社会や学生のニーズに対応できる幅広い教養教育プログラムが提供されている。これによって、学生は幅広い知識と同時に、主として2年次から学習する専門科目に向けての準備として基礎的な学力を身につけることができる。薬学準備教育ガイドラインにある「(1)人と文化」については、全学共通科目にある人文・社会科学系科目群の科目で対応している。「(2)薬学英語入門」については、次の項目で詳述するように、外国人講師が薬学を題材に用いた教科書を使用する「科学英語A」「科学英語B」で対応している。「(3)～(5)薬学の基礎としての物理、化学、生物」については、薬学部開講の共通科目「薬学物理化学」「基礎有機化学A」「基礎有機化学B」「薬学生物学」で対応している。「(6)薬学の基礎としての数学・統計」に関しては、全学共通科目の「数学」や2年次開講の専門科目「バイオサイエンス統計基礎」で対応している。「(7)IT」については、薬学部開講の全学共通科目「情報基礎」「情報基礎実践」で対応している。「(8)プレゼンテーション」については、1年次開講の「先端医療SGD演習」などで対応している。【観点3-2-1-1】(資料No.15, 3)

全学教育科目は教養科目と基礎科目からなる。教養科目は総合科目、主題別科目、共通科目、外国語科目、外国語演習からなる。これらの科目にはそれぞれ複数の授業科目が用意されており、学生は各自の目標に合わせて授業を選択できる。一方、履修可能単位数や必修科目を設定することで、本学部薬学科の卒業生として社会が求める役割を果たすために必要な科目を習得できるよう、時間割編成上の配慮がなされている。【観点3-2-1-2】(資料No.15, 3)

教養教育は薬学領域の学習と関連付けて履修できるよう編成されており、互いの関連性が理解しやすいよう学生便覧にフローチャートの形で図示されている。【観点 3-2-1-3】（資料 No. 3）

根拠資料

【観点 3-2-1-1 および 3-2-1-2】

- ・資料 No. 15 「全学共通科目授業内容」
- ・資料 No. 3 「学生便覧・シラバス（平成 25 年度）京都大学薬学部（薬学科）Ⅰ. 学生便覧」（卒業に必要な単位数、p. 17；全学共通科目の卒業必要単位数、p. 18；薬学部科目配当表、p. 19～20）、
- ・資料 No. 3 「学生便覧・シラバス（平成 25 年度）京都大学薬学部（薬学科）Ⅱ. シラバス」（「科学英語 A および B」、p. 12～13；「薬学物理化学」、p. 4；「基礎有機化学 A および B」、p. 6～9；「薬学生物学」、p. 3；「バイオサイエンス統計基礎」、p. 65；「情報基礎」、p. 10；「情報基礎実践」、p. 11）

【観点 3-2-1-3】

- ・資料 No. 3 「学生便覧・シラバス（平成 25 年度）京都大学薬学部（薬学科）Ⅰ. 学生便覧」（薬学配当科目の関連図、p. 35；学年別に見た薬学配当科目、p. 36）

【基準 3-2-2】

相手の立場や意見を尊重した上で、自分の考えや意見を適切に表現するための基本的知識、技能および態度を修得するための教育が行われていること。

【観点 3-2-2-1】相手の話を傾聴し、共感するなど、コミュニケーションの基本的能力を身につけるための教育が行われていること。

【観点 3-2-2-2】聞き手および自分が必要とする情報を把握し、状況を的確に判断できる能力を醸成する教育が行われていること。

【観点 3-2-2-3】個人および集団の意見を整理して発表できる能力を醸成する教育が行われていること。

【観点 3-2-2-4】コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

[現状]

1年次配当の「先端医療 SGD 演習」、2年次配当の「地域医療薬学」1、3年次配当の「統合型薬学演習」の演習科目を設けている。これらの演習科目では、グループワークや問題立脚型の小グループ討論（SGD）形式の学習方法を取り入れ、コミュニケーションの基本的能力を身につけさせている。【観点 3-2-2-1】（資料 No. 3）また、これらの科目では、聞き手および自分が必要とする情報を把握し、状況を的確に判断できる能力も涵養している。【観点 3-2-2-2】（資料 No. 3）さらに、3年次配当の「薬学専門実習 1～4」、4～5年次配当の「医療実務事前学習」、4年次以降配当の「医療薬学ワークショップ」、「特別実習」においても、能動的学習態度、自己表現能力、コミュニケーション能力、問題解決能力の涵養を特徴とするカリキュラムとなっている。具体的には、自身および集団の意見を的確に、かつ過不足なく、また、少数意見に配慮しながら、それらをまとめ発表する能力、問題が発生した場合にはこれを解決する能力を養う。【観点 3-2-2-3】（資料 No. 3）

グループワーク、SGD 形式の演習や実習における コミュニケーション能力や自己表現能力に関する評価は、相手の話への傾聴・共感や、自分や集団の意見の発表態度に基づいて行っている。しかしながら、客観的な指標と評価方法を検討することが望ましいと考えられる。【観点 3-2-2-4】（資料 No. 3）

根拠資料

【観点 3-2-2-1、3-2-2-2、3-2-2-3 および 3-2-2-4】

・資料 No. 3「学生便覧・シラバス（平成 25 年度）京都大学薬学部（薬学科）Ⅱ. シラバス」（「先端医療 SGD 演習」、p. 70；「統合型薬学演習」、p. 74；「地域医療薬学」、p. 69；「薬学専門実習 1～4」、p. 76～83；「医療実務事前学習」、p. 62～63；「医療薬学ワークショップ」、p. 61）

【基準 3-2-3】

社会のグローバル化に対応するための国際的感覚を養うことを目的とした語学教育が行われていること。

- 【観点 3-2-3-1】 語学教育に、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の要素を取り入れた授業科目が用意されていること。
- 【観点 3-2-3-2】 語学教育において、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の要素を全て修得できるような時間割編成や履修指導に努めていること。
- 【観点 3-2-3-3】 医療現場で薬剤師に必要とされる語学力を身につけるための教育が行われるよう努めていること。
- 【観点 3-2-3-4】 医療の進歩・変革に対応するために必要とされる語学力を身につけるための教育が行われていることが望ましい。
- 【観点 3-2-3-5】 語学力を身につけるための教育が体系的に行われていることが望ましい。

[現状]

1、2年次の教養教育における語学教育には講義科目に加えて、コンピューター・システム（CALL システム）を導入しており、学生がスケジュールに合わせて自己学習できるように配慮されている。また2年次には、外国人講師による科学英語（前期「科学英語 A」、後期「科学英語 B」）を必修としている。これらの科目では、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の要素が全て履修できる。【観点3-2-3-1】（資料 No.16, 15, 3）また、時間割編成や履修指導もこれらの要素を全て学習できるよう配慮されている。【観点3-2-3-2】（資料 No.16, 15, 3）

科学英語の教材の内容は薬学関連分野の題材が中心になっており、薬剤師に必要とされる基本的な語学力が身につくよう配慮されている。本科目では、リーディングとライティングを実践できるとともに、CDが添付されておりヒアリングやスピーキングの実践を積むことができる。【観点3-2-3-3】（資料 No.3）研究室に配属された4年次以降には「学術情報論」において、修士課程や博士後期課程の大学院生とともに研究論文の抄読会に参加しており、最新の科学や医療に関する知識を習得するとともにプレゼンテーション能力を磨くことができる。【観点3-2-3-4】（資料 No.3）以上のように、体系的な語学教育を行っている。【観点3-2-3-5】（資料 No.16, 15, 3）

根拠資料

- 【観点3-2-3-1、3-2-3-2、3-2-3-3、3-2-3-4および3-2-3-5】
- ・資料 No.16「全学共通科目履修の手引き」（CALLについて、p.40）
 - ・資料 No.15「全学共通科目授業内容」
 - ・資料 No.3「学生便覧・シラバス（平成25年度）京都大学薬学部（薬学科）Ⅱ.シラバス」（「科学英語AおよびB」、p.12～13、「学術情報論」p.68）

(3-3) 薬学専門教育の実施に向けた準備教育

【基準 3-3-1】

薬学専門教育を効果的に履修するために必要な教育プログラムが適切に準備されていること。

【観点 3-3-1-1】 学生の入学までの学修歴等を考慮した教育プログラムが適切に準備されていること。

[現状]

薬学部の学生は、1年次には主として全学共通科目を履修する。全学共通科目は、人文・社会科学系科目群、自然・応用科学系科目群、現代社会適応科目群、外国語科目群に分類される。薬学部の学生は、人文・社会科学系科目群の科目を選択科目として10単位以上、自然・応用科学系科目群を16単位以上（必修科目として6単位、選択必修科目として6単位以上、選択科目として4単位以上）、現代社会適応科目群の科目を14単位以上（必修科目として10単位、選択科目として4単位以上）、外国語科目のうち英語を8単位以上（必修科目として2単位、選択科目として6単位以上）、第2外国語を選択科目として4単位以上、拡大科目群の科目を選択科目として2単位以上履修することを義務づけている。全学共通科目の履修を通じて、他の専門分野や文化、異なる価値観に触れることができると同時に、多様な発想と感性を磨くことが可能である。自然・応用科学系科目群のうちの必修科目の一部は、薬学部で開講する有機化学、物理化学、生物学系の科目であり、高校でこれらの科目を履修していない学生に対しても、2年次以降に薬学専門教育に対応できるように配慮している。英語に関しては、1年次には基礎的な英語を履修する。また、CALLシステムを導入することによって、学生がスケジュールに合わせて自己学習できるように配慮されている。さらに、2年次にはネイティブスピーカーによる科学英語を履修するというように、薬学専門教育に対応できるように適切な科目配置がなされている。【観点3-3-1-1】（資料No.3, 16, 15）

根拠資料

【観点3-3-1-1】

- ・資料No.3「学生便覧・シラバス（平成25年度）京都大学薬学部（薬学科）Ⅰ.学生便覧」（卒業に必要な単位数、p.17；全学共通科目の卒業必要単位数、p.18；薬学配当科目の関連図、p.35；学年別に見た薬学配当科目、p.36）
- ・資料No.16「全学共通科目履修の手引き」（CALLについて、p.40）
- ・資料No.15「全学共通科目授業内容」
- ・資料No.3「学生便覧・シラバス（平成25年度）京都大学薬学部（薬学科）Ⅱ.シラバス」（「薬学物理化学」、p.4；「基礎有機化学AおよびB」、p.6～9；「薬学生物学」、p.3；「科学英語AおよびB」、p.12～13）

【基準 3-3-2】

学生の学習意欲が高まるような早期体験学習が行われていること。

【観点 3-3-2-1】 薬剤師が活躍する現場などを広く見学させていること。

【観点 3-3-2-2】 学生による発表会、総合討論など、学習効果を高める工夫がなされていること。

[現状]

1 年次配当の「先端医療 SGD 演習」において、本学の医学研究科、医学部附属病院、さらには地域医療関連諸団体の協力のもと、薬剤師が活躍する現場での早期体験実習（病院見学、薬局見学）を実施している。【観点 3-3-2-1】（資料 No.3）さらに、その体験に基づいたグループワークや小グループ討論（SGD）形式の学習方法を取り入れ、能動的学習態度、自己表現能力、コミュニケーション能力の涵養に重点を置くと共に学生による発表会を実施し、学習意欲が高まるよう工夫している。

【観点 3-3-2-2】（資料 No.3, 17）

根拠資料

【観点 3-3-2-1 および 3-3-2-2】

- ・資料 No.3 「学生便覧・シラバス（平成 25 年度）京都大学薬学部（薬学科）Ⅱ.シラバス」（「先端医療 SGD 演習」、p.70）
- ・資料 No.17 「先端医療 SGD 演習」発表会資料一例（ファイルで保管）

(3-4) 医療安全教育

【基準 3-4-1】

薬害・医療過誤・医療事故防止に関する教育が医薬品の安全使用の観点から行われていること。

【観点 3-4-1-1】薬害、医療過誤、医療事故の概要、背景、その後の対応および予防策・解決策に関する教育が行われていること。

【観点 3-4-1-2】薬害、医療過誤、医療事故等の被害者やその家族、弁護士、医療における安全管理者を講師とするなど、学生が肌で感じる機会を提供するとともに、医薬品の安全使用について科学的な視点と客観的な判断力が養われるよう努めていること。

[現状]

医療安全に関連する科目として、1年次配当科目「先端医療 SGD 演習」で、弁護士を講師として招き、副作用被害や薬害に伴う訴訟についての講義を実施している。また、4年次配当の「医療倫理実習」では、医学部附属病院、医学部医学科および人間健康科学科と連携して医療安全をテーマに弁護士を招いて実施する講義、演習、実習を組み合わせた授業を行い、過去に起きた薬害をはじめとする医原性有害事象や医療安全対策について知識、技能、態度を修得させる機会を設けている。このように、医学部や医学部附属病院と連携して、医療人教育を推進しているが、他部局ともより強力な連携を構築して、医療人教育をさらに改善していくことが望ましいと思われる。【観点3-4-1-1】(資料 No.3) さらに、4～5年次配当の「医療実務事前学習」(必修科目)においては、リスクマネジメントの講義と演習を実施するとともに、全国薬害被害者団体連絡協議会に依頼して薬害被害者を招いた講義を実施し、薬学に関する基礎・専門知識を十分に習得したうえで、医薬品の安全使用に関する科学的かつ客観的な理解を深めさせることに努めている。平成24年度から本講義を開始し、平成24年度、平成25年度、平成26年度いずれもすべての学生が聴講し、レポートを提出した。今後、低学年においても薬害被害者による講義の実施を検討する必要があると考えられる。【観点3-4-1-2】(資料 No.3, 14)

根拠資料

【観点3-4-1-1および3-4-1-2】

- ・資料 No.3「学生便覧・シラバス(平成25年度)京都大学薬学部(薬学科)Ⅱ.シラバス」(「医療実務実習事前学習」、p.62～63;「地域医療薬学」 p.69;「先端医療 SGD 演習」、p.70;「医療倫理実習」、p.74)
- ・資料 No.14「薬害に関する授業(花井十伍氏講演会)ポスター」

(3-5) 生涯学習の意欲醸成

【基準 3-5-1】

医療人としての社会的責任を果たす上で、卒業後も継続した学習が必須であることを認識するための教育が行われていること。

【観点 3-5-1-1】 医療の進歩に対応するために生涯学習が必要であることを、教員だけでなく、医療現場で活躍する薬剤師などからも聞く機会を設けていること。

【観点 3-5-1-2】 卒後研修会などの生涯学習プログラムに在学中から参加する機会を提供するよう努めていること。

【観点 3-5-1-3】 生涯学習に対する意欲を醸成するための教育が体系的に行われていることが望ましい。

【現状】

本学では、薬学部・薬学研究科所属の実務家教員が、医学部附属病院薬剤部副部長を兼任し、5年次配当の「病院実務実習」を非常勤講師として任用している薬剤部の教員および薬剤師と共に担当するため、医療現場で活躍する薬剤師による実践的な教育は充実しており、卒後も継続的な生涯学習が必要であることが指導されている。医学部附属病院薬剤部と地域医療関連諸団体との交流も継続して行われており、医療の進歩に対応した最新の情報に基づいた教育が実践できる環境にあり、この点でも、教育システムは充実している。【観点3-5-1-1】（資料No.3）

また、これとは別に、薬学部・薬学研究科では、特別講演会など頻繁に開催しており、また、継続して定期的に生涯教育講演会を開催している。演者は、医療現場、行政、製薬会社など、薬学が関与する広範な職種から選定されており、最新でありながらも、特定の領域に偏らない内容となるよう配慮している。学生にはこれらの講演会に積極的に参加するよう指導しており、生涯学習に対する意欲を醸成するよう努めている。【観点3-5-1-2および3-5-1-3】（資料No.3, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25）

生涯教育講演会 参加者数（薬学部・薬学科生）

	参加者人数
第3回薬学の未来を考える京都シンポジウム（平成23年10月1日）	7
第4回薬学の未来を考える京都シンポジウム（平成24年10月13日）	6
第5回薬学の未来を考える京都シンポジウム（平成25年10月5日）	6
第2回キャリアデザイン談話会（平成25年11月23日）	19
平成24年度薬学教育イノベーション創出事業講演会（第1回～7回）	54*
平成25年度薬学教育イノベーション創出事業講演会（第1回～5回）	101*

*薬学教育イノベーション創出事業講演会については延べ人数

根拠資料

【観点3-5-1-1】

・資料 No.3「学生便覧・シラバス（平成25年度）京都大学薬学部（薬学科）Ⅱ.シラバス」（「病院実務実習」、p.84）

【観点3-5-1-2および3-5-1-3】

・資料 No.18「平成24年度薬学教育センター設立に向けた薬学教育イノベーション創出事業講演会リスト」

・資料 No.19「平成25年度薬学教育センター設立に向けた薬学教育イノベーション創出事業講演会リスト」

・資料 No.20「平成25年度キャリアデザイン談話会ポスター」

・資料 No.21 京都大学大学院薬学研究科・薬学部ホームページ

（<http://www.pharm.kyoto-u.ac.jp/wp-content/uploads/2013/06/34d9e254dbcdafa3f1e4fab3a279001.pdf>）「生涯教育講演会：第5回薬学の未来を考える京都シンポジウム（平成25年10月5日）」

・資料 No.22 京都大学大学院薬学研究科・薬学部ホームページ

（<http://www.pharm.kyoto-u.ac.jp/wp-content/uploads/2013/02/H24symposium.pdf>）「生涯教育講演会：第4回薬学の未来を考える京都シンポジウム（平成24年10月13日）」

・資料 No.23 京都大学大学院薬学研究科・薬学部ホームページ

（<http://www.pharm.kyoto-u.ac.jp/wp-content/uploads/2011/09/H23symposium.pdf>）「生涯教育講演会：第3回薬学の未来を考える京都シンポジウム（平成23年10月1日）」

・資料 No.24「自己点検・評価報告書（平成23年2月）京都大学大学院薬学研究科・薬学部」（生涯教育講演会・公開講演会等、p.146）

・資料 No.25 京都大学大学院薬学研究科・薬学部ホームページ

（<http://www.pharm.kyoto-u.ac.jp/wp-content/uploads/2013/07/4abb7ceaab60f2cbe525956344d73738.pdf>）「日本学術会議公開学術講演会」

『薬学教育カリキュラム』

3 医療人教育の基本的内容

[点検・評価]

本学では、医療人教育を年次進行で系統的に実施しており、学生の医療人の素養を総合的に涵養することに努めている。

(優れた点)

- ・ 新たな教養教育システムの構築：本学は、創設以来「自由の学風」を掲げ、豊かな人間性を育むための幅広い教養と知識を有する全人教育を目指してきた。平成 25 年度からは、これまでの歴史的な教養教育の成果を踏まえつつ、急速に変化をし続ける学問領域の現状を鑑み、科目編成の大幅な変更が実施され、全学共通科目は、人文・社会科学系科目群、自然・応用科学系科目群、現代社会適応科目群、拡大科目群に再編され、これに外国語科目を加えた新しいカリキュラムに従った質の高い教養教育を実施している。【基準 3-2-1】
- ・ 体系的な医療人教育の実施：1 年次「先端医療 SGD 演習」、1、4 年次「医療倫理実習」、2 年次「地域医療薬学」、4～5 年次「医療実務事前学習」において、早期体験実習（病院見学、薬局見学）を実施するとともに、グループワークや小グループ討論（SGD）等の方法を取り入れ、能動的学習態度、自己表現能力、コミュニケーション能力、問題解決能力の涵養を図ると共に、ヒューマニズム、医療倫理、医療安全やチーム医療に関して医療人として身に付けておくべき知識、技能、態度を学習させている。弁護士や薬害被害者を講師として招くと共に、総合大学の特徴を生かして医学研究科、医学部附属病院との協力、さらには地域医療関連諸団体とも連携した体制で医療人教育を推進していることも特徴である。【基準 3-1-1】
- ・ 質の高い語学教育の実施：2 年次必修科目「科学英語 A」「科学英語 B」はネイティブスピーカーが担当し、この低学年で養成された語学力を 4 年次の研究室配属以降、自らの専門領域をベースとして展開、応用させることで社会のグローバル化に対応できる医療人としての語学的素養を高めている。平成 26 年度からは、新たに外国人の専任教員を雇用し、科学英語 2 科目の他、生物系の全学共通科目を開講して英語授業での実施し、さらなる語学力の涵養を目指している。【基準 3-2-3】

(改善を要する点)

- ・ 技能・態度の評価におけるより客観的な指標と評価方法の確立：技能・態度の評価は各科目について教員が一定の指標を設定して評価を行っているが、より客観的な指標と評価方法を検討することが望ましいと考えられる。【基準 3-1-1】【基準 3-2-2】

- ・ 薬害被害者による講義の拡充：薬害被害者から体験談等を含めた講義を直接受けることは非常に重要であるが、講義内容を正しく理解させるためには、学生の知識に応じた講義内容を設定する必要がある。これを勘案し、現在本学では、基本的な医療系科目の学習および薬学専門科目をほぼ一通り学習した5年次にかなり専門的内容を含めた講義を実施しているが、より早期にも実施することが望ましいと考えられる。【基準3-1-1】【基準3-4-1】
- ・ 医療人教育における多部局との連携強化：本学では、既に、医学部、医学部附属病院と連携して、医療人教育を推進しているが、他部局ともより強力な連携を構築して、医療人教育をさらに改善していくことが望ましいと思われる。【基準3-4-1】

[改善計画]

- ・ 技能・態度の評価におけるより客観的な指標と評価方法の確立：現在の状況を踏まえて、技能・態度に関して客観的な評価法確立に向けた検討を開始した。【基準3-1-1】【基準3-2-2】
- ・ 薬害被害者による講義の拡充：薬害被害者による講義を低学年、例えば、1年次により平易な内容で実施することを現在検討している。【基準3-1-1】【基準3-4-1】
- ・ 医療人教育における多部局との連携強化：平成25年度8月に、医学研究科、医学部附属病院に加えてさらに複数の部局に協力を呼びかけ「医薬学系専門基礎共通教育協議委員会」を新たに立ち上げた。今後、医療人教育を含めて専門基礎科目を中心に連携体制を議論していく予定である。【基準3-4-1】

4 薬学専門教育の内容

(4-1) 薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した教育内容

【基準 4-1-1】

教育課程の構成と教育目標が、薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

【観点 4-1-1-1】 各授業科目のシラバスに一般目標と到達目標が明示され、それらが薬学教育モデル・コアカリキュラムの教育目標に準拠していること。

[現状]

6年制薬学教育の開始に合わせて、薬学教育モデル・コアカリキュラムに適合する新しいカリキュラムを教務委員会を中心となって作成し、新カリキュラムがコアカリキュラムの一般目標をカバーしていることを確認している。また、シラバスの「授業内容と計画」の項は、6年制薬学教育の開始に合わせてコアカリキュラムの到達目標に対応するような表現に全て改訂した。さらに、シラバスに「対応するコアカリキュラムの一般目標」の項を設け、各科目が薬学教育モデル・コアカリキュラムのどの一般目標をカバーしているのかを明示している。また、モデル・コアカリキュラム／科目対応表をシラバスの最後に掲載している。【観点4-1-1-1】(基礎資料3 資料No.3)

根拠資料

【観点4-1-1-1】

- ・基礎資料3 (薬学教育モデル・コアカリキュラム等のSBOsに該当する科目)
- ・資料No.3「学生便覧・シラバス(平成25年度)京都大学薬学部(薬学科)Ⅱ.シラバス」(各科目シラバス、p.1～85;モデル・コアカリキュラム／科目対応表、p.87～94)

【基準 4-1-2】

各授業科目の教育目標の達成に適した学習方略を用いた教育が行われていること。

【観点 4-1-2-1】 各到達目標の学習領域（知識・技能・態度）に適した学習方略を用いた教育が行われていること。

【観点 4-1-2-2】 科学的思考力の醸成に役立つ技能および態度を修得するため、実験実習が十分に行われていること。

【観点 4-1-2-3】 各授業科目において、基礎と臨床の知見を相互に関連付けるよう努めていること。

【観点 4-1-2-4】 患者・薬剤師・他の医療関係者・薬事関係者との交流体制が整備され、教育へ直接的に関与していることが望ましい。

[現状]

配当されている講義科目、演習科目、実習科目における各々の到達目標が知識、技能、態度のいずれの修得に重点を置いた到達目標であるかに留意してバランスのとれた方略を用いている。具体的には、知識の習得を主とする講義などの学習方法と、技能・態度の修得を主とする実習、グループワーク、小グループ討論（SGD）などの学習方法の中から、科目の特性にあわせて適切な学習方法を選択して授業を実施している。授業形態はシラバスに明示している。以上のように、学習目標の領域に応じて、既に妥当な学習方略は用いている。しかし、演習科目、実習科目においては、より高い学習効果が得られるように、より適切な学習方略の検討が必要と考えられる。【観点4-1-2-1】（資料 No.3）

3年次配当の「薬学専門実習1～4」（必修科目、各4単位、合計12単位）において、物理系、化学系、生物系、医療系に渡って実験実習を実施するとともに、4年次後期～6年次にも「医療薬学実験技術」（指定科目、2単位）で実験実習の機会を与えており、知識のみならず、技術や態度に焦点を当てた授業を行うことで学生に十分な科学的思考力の醸成に役立つ技能および態度を修得するための機会を与えている。【観点4-1-2-2】（資料 No.3）

また各授業科目において、各学習レベルにおける知見を相互に関連付けることを目的に、基礎と応用、さらには臨床に関連する科目の関係をフローチャート形式で図示することにより、学生が履修計画を立てる際に役立てる情報の提供に努めている。【観点4-1-2-3】（資料 No.3）

1、4年次配当演習科目「医療倫理実習」において、医療ボランティアを実施しており、患者に直接接触れる機会を設けるとともに、薬剤師や他の医療関係者とも交流できる環境を準備している。【観点4-1-2-4】（資料 No.3）

根拠資料

【観点4-1-2-1】

・資料 No.3「学生便覧・シラバス（平成25年度）京都大学薬学部（薬学科）Ⅱ.シラバス」（各科目のシラバス、p.1～85）

【観点4-1-2-2】

・資料 No.3「学生便覧・シラバス（平成25年度）京都大学薬学部（薬学科）Ⅱ.シラバス」（薬学専門実習1～4、p.76～83）

【観点4-1-2-3】

・資料 No.3「学生便覧・シラバス（平成25年度）京都大学薬学部（薬学科）Ⅰ.学生便覧」（薬学配当科目の関連図、p.35；学年別に見た薬学配当科目、p.36）

【観点4-1-2-4】

・資料 No.3「学生便覧・シラバス（平成25年度）京都大学薬学部（薬学科）Ⅱ.シラバス」（医療倫理実習、p.74）

【基準 4-1-3】

各授業科目の実施時期が適切に設定されていること。

【観点 4-1-3-1】 効果的な学習ができるよう、当該科目と他科目との関連性に配慮したカリキュラム編成が行われていること。

[現状]

薬学科には、1、2年次に全学共通科目（教養科目）が配当され、また学部専門科目（化学系、物理系、生物系、医療系、情報系）が、系ごとに1～3年次に段階的に配当されており、薬学教育モデル・コアカリキュラムの学習内容が効果的に学べるよう工夫している。また、全学共通科目（教養科目）及び各系の学部専門科目の間においても互いの関連性を考慮し開講時期を決定している。学生便覧には系別及び学年別の配当科目の関連図を示し、学生が履修計画を立てやすいようにしている。

【観点 4-1-3-1】（資料 No.3）

根拠資料

【観点 4-1-3-1】

・資料 No.3「学生便覧・シラバス（平成25年度）京都大学薬学部（薬学科）Ⅰ.学生便覧」（科目配当表、p.19～20；薬学配当科目の関連図、p.35；学年別に見た薬学配当科目、p.36）

(4-2) 大学独自の薬学専門教育の内容

【基準 4-2-1】

大学独自の薬学専門教育が、各大学の教育研究上の目的に基づいてカリキュラムに適確に含まれていること。

【観点 4-2-1-1】 薬学教育モデル・コアカリキュラムおよび実務実習モデル・コアカリキュラム以外に、大学独自の薬学専門教育が各大学の教育研究上の目的に基づいて行われていること。

【観点 4-2-1-2】 大学独自の薬学専門教育が、科目あるいは科目の一部として構成されており、シラバス等に明示されていること。

【観点 4-2-1-3】 大学独自の薬学専門教育を含む授業科目の時間割編成が選択可能な構成になっているなど、学生のニーズに配慮されていることが望ましい。

[現状]

各科目の中でモデル・コアカリキュラムの中の各学習項目について内容を深めたアドバンストな授業を実施することで独自の教育を実践しているが、大学独自のアドバンストな薬学専門教育内容を含む代表的な科目としては、「薬学専門実習1～4」「学術情報論」「医療薬学実験技術」「医療薬学ワークショップ」等を行っている。なかでも、平成22年度から分野横断的な教育を目指して新たに開講した4科目、1、3年次配当の「統合型薬学演習」、1、4年次配当の「医療倫理実習」、3年次配当の「医薬品開発プロジェクト演習Ⅰ」、4年次配当の「医薬品開発プロジェクト演習Ⅱ」は代表的なアドバンスト科目である。【観点4-2-1-1】(資料No.3) これらの内容はシラバスに示されているが、概要を以下に示す。【観点4-2-1-2】(資料No.3, 26) さらに、4～6年次配当の「特別実習」(必修科目)においても、各分野で行われている最先端の研究テーマの一端を担うことで独自の内容を修得させるようにしている。

これらの科目は学生が確実に履修できるような時間割編成となっている。【観点4-2-1-3】(資料No.3)

●大学独自のアドバンストな薬学専門教育内容を含む代表的な科目

「統合型薬学演習」(指定科目) 1、3年次配当

合宿形式での講演会・SGD等の実施によって、モチベーション向上やコミュニケーション能力の涵養を図ると共に、製薬企業の見学および全ての分野の最先端の研究についての説明会を通じて、広範な知識と目的意識を明確にさせている。

「医療倫理実習」(指定科目) 1、4年次配当

医学部附属病院、医学部医学科および人間健康科学科と連携して、医療ボランティアを実施し、学生に患者や医療関係者と直接触れる機会を設ける

と共に、薬害をはじめとする医原性有害事象や医療安全対策について知識、技能、態度を修得させている。

「医薬品開発プロジェクト演習Ⅰ」（指定科目）3年次配当

学生少人数からなる仮想の医薬品開発プロジェクトチームを組織させ、探索研究から臨床開発の候補化合物決定までのプロセスを体験させる。

「医薬品開発プロジェクト演習Ⅱ」（指定科目）4年次配当

医薬品開発業務の体験する演習科目であり、治験実施計画書等を用いて二次的な資料を作成し、治験責任医師への協力依頼をロールプレイ方式で、治験協力機関への説明をプレゼンテーションによって行う。平成21年度に参加希望者を対象に試験的に実施し、参加者の意見を取り入れて、平成22年度より正式科目として開講した。平成22年度以降も、主に学生による評価と目標達成度の正確な評価に基づいて、毎年改善を図っている。

根拠資料

【観点4-2-1-1および4-2-1-2】

・資料 No.3「学生便覧・シラバス（平成25年度）京都大学薬学部（薬学科）Ⅱ.シラバス」（医薬品開発プロジェクト演習ⅠおよびⅡ、p.71～72；統合型薬学演習、p.73；医療倫理実習、p.74）

・資料 No.26「授業内容の概要」（医薬品開発プロジェクト演習ⅠおよびⅡ；統合型薬学演習（新入生合宿、企業見学）；医療倫理実習（医療安全学））

【観点4-2-1-3】

・資料 No.3「学生便覧・シラバス（平成25年度）京都大学薬学部（薬学科）Ⅰ.学生便覧」（薬学部科目配当表、p.19～20）

『薬学教育カリキュラム』

4 薬学専門教育の内容

[点検・評価]

(優れた点)

- ・ 独自のアドバンスト薬学専門教育の実践：本学の薬学専門教育の特徴は、ユニークな大学独自のアドバンストな薬学専門教育科目「統合型薬学演習」、「医療倫理実習」、「医薬品開発プロジェクト演習Ⅰ」、「医薬品開発プロジェクト演習Ⅱ」、「特別実習」を提供していることである。これらの科目ではモチベーション向上、コミュニケーション能力の涵養、目的意識の明確化等を図り、さらに「特別実習」を実施することで、創薬研究、臨床開発研究、医療薬学研究に対する幅広い知識、技能、態度を習得させている。【基準4-2-1】

(改善を要する点)

- ・ 学習方略の改善：学習目標の領域（知識、技能、態度）に応じて、既に妥当な学習方略は用いているが、演習科目、実習科目においては、より高い学習効果が得られるようより適切な学習方略の検討が必要と考えられる。【基準4-1-2】

[改善計画]

- ・ 学習方略の改善：学習効果の精査に基づいて、定期的に、学習方略の見直しを図る。そのためには、学生を対象としたアンケート調査の結果も活用する。一部の演習科目において物的資源として情報入手ツールが必須であると判断し、予備的に学生に iPad を配布して授業を行ったところ、学習効果も高く、学生および指導教員にも好評であった。したがって、今後は iPad を活用した学習方略も取り入れていく予定である。【基準4-1-2】

5 実務実習

(5-1) 実務実習事前学習

【基準 5-1-1】

事前学習が、実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して適切に実施されていること。

【観点 5-1-1-1】教育目標（一般目標・到達目標）が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

【観点 5-1-1-2】学習方法、時間数、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに沿って実施されていること。

【観点 5-1-1-3】実務実習事前学習が、適切な指導体制の下に行われていること。

【観点 5-1-1-4】実務実習における学習効果が高められる時期に実施されていること。

【観点 5-1-1-5】実務実習事前学習の目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

【観点 5-1-1-6】実務実習の開始時期と実務実習事前学習の終了時期が離れる場合には、実務実習の直前に実務実習事前学習の到達度が確認されていることが望ましい。

[現状]

4～5年次配当の 122 コマからなる「医療実務事前学習」が該当する。卒業後、医療、健康保険事業に参画できるようになるために、「病院実務実習」、「薬局実務実習」に先立って、大学内で調剤および製剤、服薬指導などの薬剤師職務に必要な基本的知識、技能、態度を修得することを目標とし、半年間にわたって、処方せんと調剤、疑義照会、医薬品の管理と供給、リスクマネジメント、服薬指導と患者情報に関する講義、演習、実習を行っている。学習方法、時間数、場所等を含めて「実務実習モデル・コアカリキュラム」に適合したカリキュラムになっている。【観点5-1-1-1および5-1-1-2】（基礎資料6 資料No.3）

実務家教員4名が中心となり、合計12名の医療系教員が事前学習の指導を担当しており、適切な体制のもと実施されている。【観点5-1-1-3】（基礎資料6 資料No.3）また、4年次に集中的に行うと共に5年次の実務実習開始直前にも実施することによって、「病院実務実習」、「薬局実務実習」での学習効果が高まるよう配慮している。【観点5-1-1-4】（基礎資料6 資料No.3）

実務実習事前学習の目標達成度は、実務実習モデル・コアカリキュラムにある到達目標への達成度を基準として、計7ユニットに分けて評価を行っている。また、実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠し作成されたシラバスに沿って実施された講義、演習、実習、SGDにおいて、それぞれ、レポート、スライドなどの成果物や、実技の形成的評価（総括的評価）により、実務実習事前学習で修得すべき知識、技能、態度に関する目標の到達度の評価を実施している。【観点5-1-1-5】（資料No.27）

実務実習の開始時期と実務実習事前学習の終了時期が離れる場合には、実務実習の直前に実務実習事前学習の到達度を確認するため目標ごとに自己評価を実施させている。現在のところ、問題は生じていないが、目標達成度が低い場合には、その項目に限定して再教育を実施するなどの改善が必要と考えられる。【観点5-1-1-6】（資料No.27）

根拠資料

【観点5-1-1-1、5-1-1-2、5-1-1-3、5-1-1-4および5-1-1-5】

- ・基礎資料6（4年次の実務事前学習スケジュール）
- ・資料No.3「学生便覧・シラバス（平成25年度）京都大学薬学部（薬学科）Ⅱ.シラバス「医療実務事前学習」、p.62～63；「病院実務実習」、p.84；「薬局実務実習」、p.85）

【観点5-1-1-6】

- ・資料No.27「実務実習に向けての事前情報」

(5-2) 薬学共用試験

【基準 5-2-1】

薬学共用試験（CBT および OSCE）を通じて実務実習を履修する学生の能力が一定水準に到達していることが確認されていること。

【観点 5-2-1-1】実務実習を行うために必要な能力を修得していることが、薬学共用試験センターの提示した合格基準に基づいて確認されていること。

【観点 5-2-1-2】薬学共用試験（CBT および OSCE）の実施時期、実施方法、受験者数、合格者数および合格基準が公表されていること。

[現状]

共用試験に合格した5年次以上の学生だけが実務実習を履修可能としている。尚、本学の薬学共用試験の合格基準は薬学共用試験センターの提示した合格基準に準じている。

また、本学では、2年次、3年次にそれぞれ留年制度を設けており、一定の学力に達せず単位取得が一定基準を満たしていない学生は進級できないことになっている。これにより、実務実習を履修できる学生の学力を担保している。【観点5-2-1-1】（資料 No.3）

CBT および OSCE の実施時期、実施方法、受験者数、合格者数および合格基準は薬学部のホームページで公表されている。次頁の表に示すように、平成21年度から24年度に実施した過去4回の共用試験（OSCE、CBT）において、OSCEは1名が1課題追・再試を受けたのみで全員合格、CBTについては受験者は本試験で全員合格しており、学生の能力が極めて優れていることが示されている。【観点5-2-1-2】（資料 No.28）

根拠資料

【観点5-2-1-1】

・資料 No.3 「学生便覧・シラバス（平成25年度）京都大学薬学部（薬学科）I. 学生便覧」（京都大学薬学部学習要項、p.15～16）

【観点5-2-1-2】

・資料 No.28 京都大学大学院薬学研究科・薬学部ホームページ

（<http://www.pharm.kyoto-u.ac.jp/faculty-graduate/faculty/training/yakugakukyoyoshiken/>）「薬学共用試験」

表 共用試験の受験者数及び合格者数

		平成 2 1 年度			平成 2 2 年度		
		実施日程	受験者数	合格者数	実施日程	受験者数	合格者数
CBT	本試験	平成 22 年 1 月 30 日	27	27	平成 23 年 1 月 23 日	29	29
	再試験	—	—		—	—	
OSCE	本試験	平成 22 年 1 月 31 日	27	27	平成 23 年 1 月 30 日	29	29
	再試験	—	—	—	—	—	—
		平成 2 3 年度			平成 2 4 年度		
		実施日程	受験者数	合格者数	実施日程	受験者数	合格者数
CBT	本試験	平成 24 年 1 月 31 日	28	28	平成 25 年 1 月 8 日	32	32
	再試験	—	—		—	—	—
OSCE	本試験	平成 24 年 1 月 28 日	27	27	平成 24 年 12 月 9 日	32	32
	再試験	平成 24 年 3 月 4 日	1	1	—	—	—

【基準 5-2-2】

薬学共用試験（CBT および OSCE）を適正に行う体制が整備されていること。

【観点 5-2-2-1】薬学共用試験センターの「実施要項」に基づいて行われていること。

【観点 5-2-2-2】学内の CBT 委員会および OSCE 委員会が組織され、薬学共用試験が公正かつ円滑に実施されるよう機能していること。

【観点 5-2-2-3】CBT および OSCE を適切に行えるよう、学内の施設と設備が整備されていること。

[現状]

本学における共用試験の実施にあたっては、薬学共用試験実施要綱、薬学共用試験 CBT 実施マニュアル、薬学共用試験 OSCE 実施マニュアルに従って実施している。

【観点 5-2-2-1】（資料 No. 29, 30, 31）

平成 20 年に、薬学共用試験を公正かつ円滑に実施するため、「共用試験委員会」（委員長：薬学科長、委員：各分野 1 名（准教授、講師、助教）、CBT 実施責任者、統合薬学教育センター教員、事務長、教務掛長より構成）を設置し、初年度である平成 21 年度以降の CBT および OSCE を実施している。【観点 5-2-2-2】（資料 No. 24, 32）

本学では CBT 実施のためのサーバー、学生用ノートパソコンを準備するとともに、1 学年（定員 30 名）の試験が一室で実施できる講義室および準備室を整備している。OSCE についても、学生の動線に配慮し、模擬薬局を含めて 6 ステーションを配置して OSCE が実施できる施設と設備を準備している。【観点 5-2-2-3】（基礎資料 12 資料 No. 31）

根拠資料

【観点 5-2-2-1】

- ・ 資料 No. 29 共用試験センターホームページ

（http://www.phcat.or.jp/?page_id=315）「平成 25 年度版薬学共用試験実施要綱」

- ・ 資料 No. 30 「平成 25 年度版薬学共用試験 CBT 実施マニュアル」
- ・ 資料 No. 31 「平成 25 年度版薬学共用試験 OSCE 実施マニュアル」

【観点 5-2-2-2】

・ 資料 No. 24 「自己点検・評価報告書（平成 23 年 2 月）京都大学大学院薬学研究科・薬学部」（管理・運営 2. 各種委員会、p. 114）

- ・ 資料 No. 32 「平成 25 年度薬学研究科各種委員会委員名簿（共用試験委員会名簿）」

【観点 5-2-2-3】

- ・ 基礎資料 12（講義室等の数と面積）
- ・ 資料 No. 31 「平成 25 年度版薬学共用試験 OSCE 実施マニュアル」

(5-3) 病院・薬局実習

【基準 5-3-1】

実務実習を円滑に行うために必要な体制が整備されていること。

【観点 5-3-1-1】実務実習委員会が組織され、実務実習が円滑に実施されるよう機能していること。

【観点 5-3-1-2】実務実習に関する責任体制が明確にされていること。

【観点 5-3-1-3】実務実習に先立ち、必要な健康診断、予防接種などの実施状況が確認されていること。

【観点 5-3-1-4】薬学部の全教員が参画していることが望ましい。

[現状]

「病院実務実習」、「薬局実務実習」の適切な実施にあたって、「実務実習委員会」(委員長：薬学科長、委員：6年制の学生が配属された分野主任、統合薬学教育センター教員、事務長、教務掛長より構成)が組織されており、近畿地区調整機構を介して、近畿地区における各都道府県の病院薬剤師会、薬剤師会、あるいは他大学との緊密な連携体制を維持しながら、円滑に実務実習を実施している。【観点5-3-1-1】(資料 No. 24, 32)

「病院実務実習」、「薬局実務実習」の科目責任者は、実務家教員および医療系教員が担当している。実務実習を受講する薬学科の学生30名は、4年次～6年次配当の「特別実習」の指導を受ける配属分野を4年次に決定する。そして、5年次の実務実習実施期間中は、配属分野の分野主任が担当教員(正)として、また別の教員は担当教員(副)として実習の責任者となり実習先との緊密な連携をとっている。学生は本学独自に構築した Web 上で実習記録をつける「京都大学薬学部薬学科 実習記録管理システム」(以下、「実習記録管理システム」)を用いている。このシステムでは、まず学生自身が、各実習日について実施した SB0s、時間数、自己評価、学習内容やコメントを入力し、これに対して指導薬剤師が評価、コメント等を入力、続いて、担当教員がこれらを確認し、日々の学習の内容と経過を把握している。以上のように「病院実務実習」「薬局実務実習」いずれについても、担当教員は「実習記録管理システム」により日々の学習の内容と経過を把握するとともに、実務実習実施期間中、少なくとも2回(実習開始前、実習終了時)、必要に応じてそれ以上、実習先を訪問し、指導薬剤師、学生を交えて、学習内容と経過について把握している。さらに、「病院実務実習」については、専任の実務家教員が、医学部附属病院薬剤部副部長を兼任し、実質的に担当するため、常時学生の状況を把握している。以上のように明確な責任体制のもと、実務実習が実施されている【観点5-3-1-2】(資料 No. 3, 33, 34)

実務実習に先立ち、B型肝炎の予防接種を義務付けている。また、必要な健康診断、予防接種などの実施状況は教務掛においてすべての学生について確認している。【観

点 5-3-1-3】(資料 No. 35, 36)

実務実習の科目責任者は、実務家教員および医療系教員が担当するが、薬学科の学生が配属した分野の全教員が、担当教員(正)あるいは担当教員(副)として実務実習に参画するシステムとなっている。【観点 5-3-1-4】(資料 No. 33, 34)

根拠資料

【観点 5-3-1-1】

- ・資料 No. 24「自己点検・評価報告書(平成 23 年 2 月)京都大学大学院薬学研究科・薬学部」(管理・運営 2. 各種委員会、p. 114)
- ・資料 No. 32「薬学研究科各種委員会委員名簿」(実務実習委員会の名簿)

【観点 5-3-1-2 および 5-3-1-4】

- ・資料 No. 3「学生便覧・シラバス(平成 25 年度)京都大学薬学部(薬学科)Ⅱ. シラバス」(「病院実務実習」、p. 84, ; 「薬局実務実習」、p. 85)
- ・資料 No. 33「平成 25 年度薬局病院実習一覧」
- ・資料 No. 34「京都大学大学院薬学研究科・薬学部実習記録管理システム」(http://mol.pharm.kyoto-u.ac.jp/fmi/iwp/res/iwp_home.html)(学内限定; 訪問調査時に閲覧可)

【観点 5-3-1-3】

- ・資料 No. 35「平成 25 年度定期健康診断受診状況(薬学科)」
- ・資料 No. 36「平成 25 年度 B 型肝炎抗体検査予定者名簿 および 新入生血液抗体検査」

【基準 5-3-2】

学生の病院・薬局への配属が適正になされていること。

【観点 5-3-2-1】学生の配属決定の方法と基準が事前に提示され、配属が公正に行われていること。

【観点 5-3-2-2】学生の配属決定に際し、通学経路や交通手段への配慮がなされていること。

【観点 5-3-2-3】遠隔地における実習が行われる場合は、大学教員が当該学生の実習および生活の指導を十分行うように努めていること。

[現状]

本学では、薬学科定員 30 名全ての学生について、本学の医学部附属病院薬剤部が「病院実務実習」の実習先となっている。薬学部・薬学研究科所属の実務家教員が、医学部附属病院薬剤部副部長を兼任しており、実習を担当する。一方、「薬局実務実習」については、実務実習近畿地区調整機構を介して、全ての学生について、京都市内の保険薬局で実習することに決まっており、実習場所決定の方法と基準については、年度初頭のガイダンスにおいて事前に提示されており、配属は公平に行われている。【観点 5-3-2-1】（資料 No.33, 4）また、配属に際しては、通学経路、交通手段などの事情に配慮している。【観点 5-3-2-2】（資料 No.33, 4）遠隔地で実習が行われることはない。【観点 5-3-2-3】（資料 No.33, 4）

根拠資料

【観点 5-3-2-1、5-3-2-2 および 5-3-2-3】

- ・資料 No.33 「平成 25 年度薬局・病院実習一覧」
- ・資料 No.4 「薬学科ガイダンス」

【基準 5-3-3】

実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習が、適正な指導者・設備を有する施設において実施されるよう努めていること。

【観点 5-3-3-1】 実務実習が適正な指導者のもとで実施されるよう努めていること。

【観点 5-3-3-2】 実務実習が適正な設備を有する実習施設において実施されるよう努めていること。

[現状]

「病院実務実習」については、本学の医学部附属病院薬剤部が薬学科定員 30 名全ての学生の実習先となっているが、薬学部・薬学研究科所属の実務家教員（医学部附属病院薬剤部副部長を兼任）をはじめ適正な指導薬剤師より、十分な設備が備えられている環境で実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した病院実習が実施されている。一方、「薬局実務実習」については、全ての学生について実務実習近畿地区調整機構に登録されている京都市内の保険薬局が実習先となるが、いずれも認定指導薬剤師が配置され、指導体制も設備も適正な施設で実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した薬局実習を実施している。【観点 5-3-3-1 および 5-3-3-2】（資料 No. 33）

根拠資料

【観点 5-3-3-1 および 5-3-3-2】

・資料 No. 33 「平成 25 年度薬局・病院実習一覧」

【基準 5-3-4】

実務実習が、実務実習モデル・コアカリキュラムの目標・方略に準拠して適切に実施されていること。

【観点 5-3-4-1】教育目標（一般目標・到達目標）が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠していること。

【観点 5-3-4-2】学習方法、時間数、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに沿って実施されていること。

【観点 5-3-4-3】病院と薬局における実務実習の期間が各々標準（11週間）より原則として短くならないこと。

[現状]

「病院実務実習」「薬局実務実習」いずれについても、実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した教育目標（一般目標・到達目標）に基づき、適切な方略（学習方法、時間数、場所等）に従って実務実習を実施している。【観点5-3-4-1 および5-3-4-2】（資料 No. 3, 37, 38）いずれの実習期間についても 11 週間を遵守している。【観点5-3-4-3】（資料 No. 3, 37, 38）

根拠資料

【観点5-3-4-1、5-3-4-2 および5-3-4-3】

- ・資料 No. 3 「学生便覧・シラバス（平成 25 年度）京都大学薬学部（薬学科）Ⅱ. シラバス」（「病院実務実習」、p. 84；「薬局実務実習」、p. 85）
- ・資料 No. 37 「平成 25 年度第 3 期薬学部実務実習テキスト」
- ・資料 No. 38 「薬局実習指導予定表」

【基準 5-3-5】

実務実習が、実習施設と学部・学科との間の適切な連携の下に実施されていること。

【観点 5-3-5-1】 事前打ち合わせ、訪問、実習指導などにおいて適切な連携がとられていること。

【観点 5-3-5-2】 実習施設との間で、学生による関連法令や守秘義務等の遵守に関する指導監督についてあらかじめ協議し、その確認が適切に行われていること。

[現状]

「病院実務実習」については、医学部附属病院薬剤部がすべての学生を受け入れているが、薬学部・薬学研究科所属の実務家教員が、医学部附属病院薬剤部副部長を兼任し、実習を担当するため、学生の配属先の担当教員との間で、十分な連携を取りながら実習を実施している。併せて、「病院実務実習」「薬局実務実習」いずれについても、学生が Web 上でつける「実習記録管理システム」に指導薬剤師はコメントを記載し、担当教員は日々の学習の内容と経過を把握している。また、実務実習実施期間中、少なくとも2回(実習開始前、実習終了時)、必要に応じてそれ以上、実習先を訪問することにより、指導薬剤師と連携しながら実習を実施している。【観点 5-3-5-1】(資料 No. 34)

「医療実務事前学習」において、遵守すべき関連法令の指導を行うとともに、大学独自に病院・薬局等における研修等の誠実な履行並びに個人情報等および病院・薬局等の法人機密情報の保護に関する説明文書を作成し、これに基づいて、学生には誓約書の記載を義務付けている。また、これらの内容については、書面にて薬学部・薬学研究科所属の実務家教員および指導薬剤師に周知し、確認を行っている。

【観点 5-3-5-2】(資料 No. 39)

根拠資料

【観点 5-3-5-1】

・資料 No. 34「京都大学大学院薬学研究科・薬学部実習記録管理システム」
(http://mol.pharm.kyoto-u.ac.jp/fmi/iwp/res/iwp_home.html) (学内限定；訪問調査時に閲覧可)

【観点 5-3-5-2】

・資料 No. 39「京都大学薬学部 病院・薬局等における研修等の誠実な履行並びに個人情報等および病院・薬局等の法人機密情報の保護に関する説明文書および誓約書」

【基準 5-3-6】

実務実習の評価が、実習施設と学部・学科との間の適切な連携の下、適正に行われていること。

【観点 5-3-6-1】 評価基準を設定し、学生と実習施設の指導者に事前に提示したうえで、実習施設の指導者との連携の下、適正な評価が行われていること。

【観点 5-3-6-2】 学生、実習施設の指導者、教員の間で、実習内容、実習状況およびその成果に関する評価のフィードバックが、実習期間中に適切に行われていること。

【観点 5-3-6-3】 実習終了後に、実習内容、実習状況およびその成果に関する意見聴取が、学生、実習施設の指導者、教員から適切に行われていること。

【観点 5-3-6-4】 実務実習の総合的な学習成果が適切な指標に基づいて評価されていることが望ましい。

[現状]

「病院実務実習」においては、Web上で学生が記録する「実習記録管理システム」を介して、指導薬剤師による形成的評価が実施され、実習終了時に実施する学生によるプレゼンテーション、指導薬剤師、担当教員との意見交換により総括的評価を行っている。「薬局実務実習」についても、Web上で学生が記録する「実習記録管理システム」を介して、指導薬剤師による形成的評価が実施され、実習終了時の訪問指導によって、実習内容、実習状況およびその成果に関する意見聴取を行った上で、担当教員が総括的評価を行っている。なお、「病院実務実習」、「薬局実務実習」のいずれにおいても、総括的評価は、モデルコアカリキュラムの各SB0に関して5段階で行っている。その旨を、学生と実習施設の指導者に事前に説明している。【観点5-3-6-1、5-3-6-2、5-3-6-3および5-3-6-4】（資料No.34, 38, 40）

根拠資料

【観点5-3-6-1、5-3-6-2、5-3-6-3および5-3-6-4】

- ・ 資料No. 38 「薬局実習指導予定表」
- ・ 資料 No. 34 「京都大学大学院薬学研究科・薬学部実習記録管理システム」
(http://mol.pharm.kyoto-u.ac.jp/fmi/iwp/res/iwp_home.html) (学内限定；訪問調査時に閲覧可)
- ・ 資料 No. 40 「実務実習ガイダンス」

『薬学教育カリキュラム』

5 実務実習

[点検・評価]

(優れた点)

- ・ 実務実習を行うに十分な能力を身につけた学生を実務実習に送り出している：過去4年間(平成21年度～24年度)に実施された薬学共用試験の合格率は100%であり、極めて優秀な能力を有した学生を実務実習の現場に送り込んでいる。
【基準5-2-1】
- ・ すべての学生の実習を京都大学医学部附属病院で実施：「病院実務実習」の受け入れ先が、薬学科定員30名全ての6年制学生について、京都大学医学部附属病院薬剤部となっている。最先端の高度先進医療を展開している学内の大学病院で実習を受けることができる環境を提供することで、優秀な学生が非常にレベルの高い臨床教育を受けることは将来のリーダーとなるべき人材を養成するためにも有意義なことと評価できる。【基準5-3-3】
- ・ 実習記録システムの導入：本学では実務実習においても、学生がWeb上で記録できる実習記録システムを全国に先駆けて導入した。学生は、このシステムを利用して実習記録を入力するが、指導薬剤師がこれにコメントを記載し、同時に担当教員が閲覧することにより、学生、薬剤師、教員が日々の学習の内容と経過について共通の認識を持ちながら、実習を進めることができる。このシステムは、本学の教員が独自に開発したものであり、実習初年度の平成22年から導入しており、全国的にみても先駆的かつ非常に優れたシステムとして評価に値する。【基準5-3-1および5-3-5】

(改善を要する点)

- ・ 事前学習のさらなる改善：「医療実務事前学習」は、4年次に集中的に行うと共に5年次4月の実務実習開始直前にも実施することにより「病院実務実習」、「薬局実務実習」での学習効果が高まるよう配慮している。しかし、5月から開始される第一期に実習のない10名については、事前学習後、第二期が初めて現場に出る機会となるが、現在のところ、特別な配慮はしていない。現在は事前学習の自己評価を行わせ学習効果を確認して問題は生じていないが、検討課題と考えられる。【基準5-1-1】

[改善計画]

- ・ 事前学習のさらなる改善：第一期に実習のない学生の「医療実務事前学習」に対する自己評価結果が低い場合には、第二期開始前に、「医療実務事前学習」の到達度を再確認し、目標達成度が低い場合には、目標達成度が低い項目に限定

して短期間で再教育を行う。また、第三期開始前にも同様の機会を持つこともより効果的な実習に繋がると思われるのでこの可能性についても検討する。【基準5-1-1】

6 問題解決能力の醸成のための教育

(6-1) 卒業研究

【基準 6-1-1】

研究課題を通して、新しい発見に挑み、科学的根拠に基づいて問題点を解決する能力を修得するための卒業研究が行われていること。

【観点 6-1-1-1】 卒業研究が必修単位とされており、実施時期および実施期間が適切に設定されていること。

【観点 6-1-1-2】 卒業論文が作成されていること。

【観点 6-1-1-3】 卒業論文には、研究成果の医療や薬学における位置づけが考察されていること。

【観点 6-1-1-4】 学部・学科が主催する卒業研究発表会が開催されていること。

【観点 6-1-1-5】 卒業論文や卒業研究発表会などを通して問題解決能力の向上が適切に評価されていること。

[現状]

薬学部薬学科では、卒業研究が必修単位（特別実習 10 単位）であり、実施時期および実施期間（4 年次後期から 6 年次後期まで）を適切に設定している。【観点 6-1-1-1】（基礎資料 11 資料 No.3）また、特別実習（卒業）論文（A4 判 6 ページ、英語または日本語）を作成しており、「特別実習発表会論文集」としてまとめている。【観点 6-1-1-2】（資料 No.41）その論文内で研究成果の医療や薬学における位置づけを考察している。【観点 6-1-1-3】（資料 No.41）薬学部が主催する特別実習発表会（6 年次の 12 月初旬；口頭発表で一人あたり 12 分）を開催しており【観点 6-1-1-4】（資料 No.41）、当該年度に発表する学生が所属する分野主任で構成される審査委員会が中心となって実施する発表会で質疑応答などを通じて問題解決能力の向上を適切にかつ総合的に評価しており、特別実習の成績は 100 点満点で評価している。このような特別実習、およびそれに基づく特別実習論文と特別実習発表会は、大学院薬学研究科修士課程の修士論文や修士論文発表会と同等のレベルになっており、優れた点である。ただし、特別実習に関しては、学生は薬学部ホームページに掲載されている各分野で行われている研究テーマ・研究内容に関する情報に基づき配属分野を決定し、実際の特別実習もこれらに準じて実施されているためにシラバスを作成していない。このような点については、今後改善する必要がある。【観点 6-1-1-5】（資料 No.41, 99）

根拠資料

【観点 6-1-1-1】

- ・ 基礎資料 11（卒業研究の配属状況）
- ・ 資料 No.3「学生便覧・シラバス（平成 25 年度）京都大学薬学部（薬学科）I.学

生便覧」(京都大学薬学部学修要項、p.15～p.20)

【観点6-1-1-2、6-1-1-3、6-1-1-4および6-1-1-5】

・資料 No.41「平成25年度薬学科特別実習発表会論文集」(部外秘・訪問調査時に閲覧可)

・資料 No.99「特別実習シラバス(案)」

(6-2) 問題解決型学習

【基準 6-2-1】

問題解決能力の醸成に向けた教育が、体系的かつ効果的に実施されていること。

【観点 6-2-1-1】 問題解決能力の醸成に向けた教育が体系的に実施され、シラバスに内容が明示されていること。

【観点 6-2-1-2】 参加型学習、グループ学習、自己学習など、学生が能動的に問題解決に取り組めるよう学習方法に工夫がなされていること。

【観点 6-2-1-3】 問題解決能力の醸成に向けた教育において、目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されていること。

【観点 6-2-1-4】 卒業研究やproblem-based learningなどの問題解決型学習の実質的な実施時間数が18単位（大学設置基準における卒業要件単位数の1/10）以上に相当するよう努めていること。

[現状]

薬学部薬学科では、問題解決能力の醸成に向けた教育を、薬学科の必修科目あるいは指定科目として全学年にわたって体系的に実施しており、シラバスにその内容を明示している。【観点6-2-1-1】（基礎資料4 資料No.3）

「先端医療 SGD 演習」（1年次配当、2単位）

「医療倫理実習」（1・4年次配当、1単位）

「地域医療薬学」（2年次配当、2単位）

「薬学専門実習1～4」（3年次配当、計16単位）

「医療実務事前学習」（4～5年次配当、2単位）

「医療薬学ワークショップ」（4～6年次配当、2単位）

「医療薬学実験技術」（4～6年次配当、2単位）

「学術情報論」（4～6年次配当、2単位）

「特別実習」（4～6年次配当、10単位）

これら以外にも次のような科目を問題解決能力の醸成に向けた選択科目として提供している。

「統合型薬学演習」（1・3年次配当、1単位）

「医薬品開発プロジェクト演習I」（3年次配当、1単位）

「医薬品開発プロジェクト演習II」（4年次配当、1単位）

これらの科目では、参加型学習、グループ学習、自己学習など、学生が能動的に問題解決に取り組めるよう学習方法を工夫しており【観点6-2-1-2】（基礎資料4 資料No.3）、問題解決能力の醸成に向けた教育において、成績を評価するための方法と基準を設定してシラバスに明示し、その基準に基づいて評価している。【観点6-2-1-3】（基礎資料4 資料No.3）このような問題解決型学習の実質的な実施

時間数は「京都大学薬学部学修要項」で定めており、【観点6-2-1-1】で記載した必修科目＋指定科目に関して合計で39単位となっており、それは卒業要件190単位の20.5%にあたる。【観点6-2-1-4】（資料No.3）このように、問題解決型学習をすべての学年にわたって行うようにカリキュラムが編成されていることは優れた点である。ただし、【基準6-1-1】で述べたように、特別実習についてのみはシラバスを作成しておらず、評価の基準が明確ではないことは改善を要する。

根拠資料

【観点6-2-1-1、6-2-1-2および6-2-1-3】

- ・資料No.3「学生便覧・シラバス（平成25年度）京都大学薬学部（薬学科）Ⅰ.学生便覧」（京都大学薬学部学修要項、p.15～p.20）
- ・資料No.3「学生便覧・シラバス（平成25年度）京都大学薬学部（薬学科）Ⅱ.シラバス」（各科目のシラバス、p.61～p.63、p.68～p.83）
- ・基礎資料4（カリキュラムマップ）

【観点6-2-1-4】

- ・資料No.3「学生便覧・シラバス（平成25年度）京都大学薬学部（薬学科）Ⅰ.学生便覧」（京都大学薬学部学修要項、p.15～p.20）

『薬学教育カリキュラム』

6 問題解決能力の醸成のための教育

[点検・評価]

(優れた点)

- ・ 特別実習論文および特別実習発表会の充実：特別実習（卒業研究）、およびそれに基づく特別実習論文および特別実習発表会は、大学院薬学研究科修士課程の修士論文および修士論文発表会と同等のレベルになっており、問題解決能力の向上は適切に評価されている。また、問題解決型学習をすべての学年にわたって行うようにカリキュラムが編成されている。【基準6-1-1 および6-2-1】

(改善を要する点)

- ・ 特別実習のシラバスの作成と評価基準の明示：特別実習のシラバスを作成しておらず、評価の基準が明確ではないことは改善を要する。【基準6-1-1 および6-2-1】

[改善計画]

- ・ 特別実習のシラバスの作成と評価基準の明示：平成27年度からは特別実習のシラバスを作成し、成績評価の方針や基準を明示する。特別実習のシラバスの作成と評価基準の明示：特別実習のシラバスを作成し、成績評価の方針や基準を明示する。(平成27年度より掲載予定のシラバスを資料 No.99 として追加した。)【基準6-1-1 および6-2-1】

『 学生 』

7 学生の受入

【基準 7-1】

教育研究上の目的に基づいて入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が設定され、公表されていること。

【観点 7-1-1】教育研究上の目的に基づいて入学者受入方針が設定されていること。

【観点 7-1-2】入学者受入方針を設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 7-1-3】入学者受入方針などがホームページ等を通じて公表され、学生の受入に関する情報が入学志願者に対して事前に周知されていること。

[現状]

本学部の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、将来計画委員会で立案され、教授会で承認している。その内容を以下に示す。

「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」

薬学は、人体に働きその機能の調節等を介して疾病の治癒、健康の増進をもたらす「医薬品」の創製、生産、適正な使用を目標とする総合科学であり、諸基礎科学の総合を基盤とする学際融合学問領域と位置づけられる。京都大学薬学研究科・薬学部は、この諸学問領域の統合と演繹を通じて世界に例を見ない創造的な薬学の“創”と“療”の拠点を構築し、先端的創薬科学・医療薬学研究を遂行して人類の健康と社会の発展に大きく貢献することを目標としている。そのため、教育においては、生命倫理を基盤に、薬学の基礎となる自然科学の諸学問と薬学固有の学問に関する知識と技術および、研究者、医療人として適正な態度を修得し、独創的な創薬研究を遂行しうる資質・能力を有する薬学研究者、高度な先端医療を担う指導的薬剤師となる人材の育成を目指す。また、研究においては、薬学の諸学問の最先端研究に挑戦して世界をリードするとともに、創薬科学と医療薬学の統合を図り実践的に社会に貢献することを目指す。このような目標のもと、京都大学薬学研究科・薬学部では、多様な能力としっかりとした基礎学力、医療人としての適正な倫理性を備え、自己の発想を大切にして真理を探究する意欲に富む学生を求めている。【観点7-1-1】（資料 No. 42）

理念とアドミッション・ポリシーは、薬学部・薬学研究科将来計画委員会を中心にして原案を作成し、教授会の議を経て確定されたものである。将来計画委員会は、薬学研究科・薬学部の研究科長、前研究科長、副研究科長、評議員、専攻長、事務長から構成されており、責任ある体制のもとに理念とアドミッション・ポリシーの原案が作成され、教授会で審議され最終決定されている。【観点7-1-2】（資料 No. 10, 43）

アドミッション・ポリシーは、京都大学薬学研究科・薬学部のホームページで「理念とアドミッション・ポリシー」として公表している。またそれ以外にも、毎年作

成している「入学者選抜要項」及び「募集要項」のなかで、学部全体ならびに各学科が望む学生像を記載することで、学部と学科の特色を分かり易く解説している。これら情報を通じて入学志願者に対して事前に周知している。【観点7-1-3】（資料 No.42, 44）

根拠資料

【観点7-1-1】

・資料 No.42 京都大学大学院薬学研究科・薬学部ホームページ
(<http://www.pharm.kyoto-u.ac.jp/outline/principles/policy/>)「アドミッション・ポリシー」

【観点7-1-2】

・資料 No.10「京都大学薬学部教授会内規」（部外秘・訪問調査時に閲覧可）
・資料 No.43「京都大学大学院薬学研究科・薬学部将来計画委員会内規」（部外秘・訪問調査時に閲覧可）

【観点7-1-3】

・資料 No.44「京都大学入学者選抜要項」
・資料 No.42 京都大学大学院薬学研究科・薬学部ホームページ
(<http://www.pharm.kyoto-u.ac.jp/outline/principles/policy/>)「アドミッション・ポリシー」

【基準 7-2】

学生の受入に当たって、入学志願者の適性および能力が適確かつ客観的に評価されていること。

【観点 7-2-1】入学志願者の評価と受入の決定が、責任ある体制の下で行われていること。

【観点 7-2-2】入学者選抜に当たって、入学後の教育に求められる基礎学力が適確に評価されていること。

【観点 7-2-3】医療人としての適性を評価するための工夫がなされていることが望ましい。

〔現状〕

京都大学薬学部の入学試験は前期日程のみであり、京都大学全体の入試実施委員会のもと、薬学部の前期日程は学部長が責任者となり、別に定める入試実施委員長の指揮の下で適正に行われている。入学志願者の適性や能力の評価は、大学入試センター試験（国語、地歴・公民から1科目、数学、理科から2科目、外国語：配点250点）と個別学力試験の成績（国語、数学、理科2科目、外国語：配点700点）を基準にしている。前期試験の問題は京都大学全体で共通で、教科ごとに各学部から選抜された専門の複数の教員が問題作成と採点にあたっており、出題問題の質と難易度は高く、能力の高い学生の選抜に有効に機能している。入学志願者の評価と受け入れ決定は、教授会において、入学志願者の入試成績に基づいて厳正に審議し、合格者を最終決定する体制を整えている。【観点7-2-1】（資料 No. 44）

入学後、本学で実施される教養教育並びに専門教育の講義や実習を受講するにあたり求められる幅広い知識と基礎学力を担保するために、大学入試センター試験では幅広い教科科目の成績（国語、数学、英語、理科2科目、地歴1科目）を、また個別学力検査では、専門教育に必須の教科科目（国語、数学、理科2科目、英語）に関して自ら考え解決できる能力を重視した出題問題に対する成績をそれぞれ評価対象として利用することで、多面的な視点から入学志願者の学力と能力を評価している。【観点7-2-2】（資料 No. 44）

6年制の入学志願者の医療人としての適性を評価するための試験や面接は、現時点で積極的には行っていない。しかし、6年制薬学科と4年制薬科学科の選抜は、個別学力検査によって1年次入学の段階で別々に行っており、事前に医療人としての適正が必要であることを明示していることから、薬学科には医療人をめざす者が志願していると考えている。【観点7-2-3】（資料 No. 44）

一方で、薬学を学ぶ意欲あるいは医療人としての適性などを評価する試験を積極的に実施していないために、薬学部が真に求める学生を正当に評価し選抜できていない可能性がある。

根拠資料

【観点7-2-1、7-2-2および7-2-3】

・資料 No.44 「京都大学入学者選抜要項」

【基準 7-3】

入学者数が入学定員数と乖離していないこと。

【観点 7-3-1】最近6年間の入学者数が入学定員数を大きく上回っていないこと。

【観点 7-3-2】最近6年間の入学者数が入学定員数を大きく下回っていないこと。

[現状]

6年制薬学科の定員は30名であるのに対して、実際の入学者は20年度31名、21年度31名、22年度30名、23年度30名、24年度31名、25年度31名であり、所定の入学定員数から大きく上回っていない。【観点7-3-1】（基礎資料2, 7資料 No.45)

6年制薬学科の定員は30名であるのに対して、実際の入学者は20年度31名、21年度31名、22年度30名、23年度30名、24年度31名、25年度31名であり、所定の入学定員数から大きく下回っていない。【観点7-3-2】（基礎資料2, 7資料 No.45)

根拠資料

【観点7-3-1 および7-3-2】

- ・基礎資料2（在籍学生数）
- ・基礎資料7（学生受入状況における志願者数等について）
- ・資料 No.45 京都大学ホームページ

(<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/issue/kouhou/index.htm>) 「京大広報」

『 学 生 』

7 学生の受入

[点検・評価]

(優れた点)

- ・ 適正な学生受入と情報公開：学生の受け入れに際しては、本学部入試委員会で入学試験実施要領や入学許可者の原案を作成し、最終的には本学部教授会の議決を経て、入学試験実施要領および入学許可者を決定しており、公開し責任のある体制下で決定されている。

入学者選抜に当たっては、大学入試センター試験と個別学力試験の成績に基づいて基礎学力を評価し、判定している。入学者選抜の結果は、大学入試センター試験と個別試験に分けて、志願者者状況、合格者の平均点、最高点、最低点などを本学ホームページ等で公開している。また受験者からの情報公開請求に応じて、当該受験者の入試得点を開示する制度を設けている。【基準7-2】

(改善を要する点)

- ・ 新たな入試制度の検討：現行の入学試験では、大学入試センター試験と個別学力試験において基礎学力を問う筆記試験の成績のみで合否判定を行っており、高校での幅広い学びや薬学を学びたいという意欲あるいは医療人としての適性などを評価する試験を課していない。

[改善計画]

- ・ 新たな入試制度の検討：入学試験に多様性を持たせるため、前期試験の個別学力試験以外に、入学後に必要な基礎学力とともに薬学への意欲や医療人としての適性を評価できる 新たな入試制度の導入について今後検討する。【観点7-2-3】

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

(8-1) 成績評価

【基準 8-1-1】

各科目の成績評価が、公正かつ厳格に行われていること。

【観点 8-1-1-1】各科目において成績評価の方法・基準が設定され、かつ学生に周知されていること。

【観点 8-1-1-2】当該成績評価の方法・基準に従って成績評価が公正かつ厳格に行われていること。

【観点 8-1-1-3】成績評価の結果が、必要な関連情報とともに当事者である学生に告知されていること。

[現状]

本学部の授業科目は全て 100点満点で成績評価を行っており、60点以上を合格とすることを学修要項に明記してある。成績評価の基準については、担当教員が授業科目の内容と教授方法を考慮して科目ごとに設定し、シラバスの「成績評価の方法・基準」の項目欄に記載しており、受講学生は当該科目の成績評価の方法と基準を事前に知ることができる。【観点8-1-1-1】(資料 No. 3)

各授業科目の担当教員が成績評価の基準を自ら作成し、それを学生にも公表することで、公正な成績評価が行われているかどうかを相互に確認し合える体制を構築している。すなわち、学生は自分の成績評価が公表されている評価基準に照らして不当な評価であると判断した場合には、教務掛を通して、自分の成績評価に対して説明を求める異議申し立ての体制を構築している。【観点8-1-1-2】(資料 No. 3)

各学期末には、学生は成績評価結果をまとめた「学業成績表」を京都大学教務情報システム(KULASIS)から入手できる。試験の模範解答、平均点、成績分布表などの開示は、学生からの要望に応えるかたちで、教員が個別に公表している。【観点8-1-1-3】(資料 No. 46)

根拠資料

【観点8-1-1-1および8-1-1-2】

・資料 No. 3 「学生便覧・シラバス(平成25年度)京都大学薬学部(薬学科)Ⅰ. 学生便覧」(京都大学薬学部学習要項、p.15~16)

・資料 No. 3 「学生便覧・シラバス(平成25年度)京都大学薬学部(薬学科)Ⅱ. シラバス」(各科目のシラバス、p.1~85)

【観点8-1-1-3】

・資料 No. 46 京都大学国際高等教育院ホームページ

(http://www.z.k.kyoto-u.ac.jp/introduction_kulasis.html)「京都大学教務情報システム KULASIS」

(8-2) 進級

【基準 8-2-1】

公正かつ厳格な進級判定が行われていること。

【観点 8-2-1-1】進級基準（進級に必要な修得単位数および成績内容）、留年の場合の取り扱い（再履修を要する科目の範囲）等が設定され、学生に周知されていること。

【観点 8-2-1-2】進級基準に従って公正かつ厳格な判定が行われていること。

【観点 8-2-1-3】留年生に対し、教育的配慮が適切になされていること。

【観点 8-2-1-4】留年生に対し、原則として上位学年配当の授業科目の履修を制限する制度が採用されていることが望ましい。

[現状]

学修要項に実質的な進級に関する基準（必要な修得単位数と成績は100点満点で60点以上の得点者が合格）を明記してある。また、毎年、各学年の講義開始直前のガイダンスで下記に示す進級要件を詳しく説明し、周知を徹底している。また、留年の場合の取り扱いとして、再履修を要する科目の範囲は特には設定していないが、二重登録はできないシステムになっている。【観点8-2-1-1】（資料No.3）

○3年次薬学専門実習を受ける資格要件：「全学共通科目」の卒業要件単位（54単位）のうち46単位以上、並びに「学部科目」において必修科目26単位以上を修得したもの。

○4年次特別実習を受ける資格要件：「全学共通科目」の卒業要件単位並びに「学部科目」において必修科目38単位以上、指定科目16単位以上、薬学専門実習16単位を修得したもの。

○4年次医療実務事前学習の受講資格：「全学共通科目」の卒業要件単位並びに「学部科目」において必修科目42単位以上、指定科目20単位以上、薬学専門実習16単位を修得し、特別実習の分野配属をしているもの。

○5年次病院実務実習・薬局実務実習の受講資格：医療実務事前学習2単位を修得し、共用試験に合格したもの。

薬学科の学生については、3年次、4年次、5年次に実施する各実習の受講要件に照らし合わせて、履修成果が一定基準に達しているかどうかを教授会で判断している。【観点8-2-1-2】（資料No.3, 47）

各実習を履修できなかった学生には、グループ担任あるいは教務委員長が当該学生と個別に面談し、現状の把握に努めるとともに、学生個々の症状に応じた対処法（補講の実施、カウンセリングの紹介、進路変更相談など）を適切に指導している。また留年生への配慮として、**必修科目は追再試験を必ず実施する**ことにしている。また指定科目及び選択科目については、追再試験あるいはレポート試験を実施している。【観点8-2-1-3】（資料No.48）

留年生に対し、上位学年配当の授業科目の履修制限はしていない。しかし、順次性や階層性を重視する授業科目もあるので、グループ担任や教務委員長との面談時に履修指導を行っている。履修登録システム（KULASIS）により、二重登録はできないので過剰な履修登録は実質制限されている。【観点 8-2-1-4】（資料 No. 46）

根拠資料

【観点 8-2-1-1】

・資料 No. 3「学生便覧・シラバス（平成 25 年度）京都大学薬学部（薬学科）Ⅰ. 学生便覧」（京都大学薬学部学習要項、p. 15～16）

【観点 8-2-1-2】

・資料 No. 3「学生便覧・シラバス（平成 25 年度）京都大学薬学部（薬学科）Ⅰ. 学生便覧」（京都大学薬学部学習要項、p. 15～16）

・資料 No. 47「教授会資料」進級審議の表（部外秘・訪問時閲覧可能）

【観点 8-2-1-3】

・資料 No. 48「平成 25 年度グループ担任について」

【観点 8-2-1-4】

・資料 No. 46 京都大学国際高等教育院ホームページ

（http://www.z.k.kyoto-u.ac.jp/introduction_kulasis.html）「京都大学教務情報システム KULASIS」

【基準 8-2-2】

学生の在籍状況（留年・休学・退学など）が確認され、必要に応じた対策が実施されていること。

【観点 8-2-2-1】学生の在籍状況（留年・休学・退学など）が入学年次別に分析され、必要に応じた対策が適切に実施されていること。

[現状]

1年次の学生は、4月の新入生ガイダンス、5月の統合型薬学演習（新入生とそのクラス担任が参加する1泊2日の新入生合宿）への参加状況、または4月と10月の履修登録状況により、全員の在籍状況の確認を行っている。2年次以上の学生は、4月当初のガイダンス、4月と10月の履修登録と単位取得状況により在籍状況を把握している。また学生が休学、退学する場合は、休学願、退学願提出時にグループ担任や分野主任が面談し、状況確認を行い教授会で報告を行い、学生の入学年次別に在籍状況（留年・休学・退学など）の分析を行っている。一方、対策については、1年次から3年次の単位修得状況の思わしくない学生は、4月と10月の履修登録の際に決められたグループ担任と自主的に面談し、当該の履修登録の確認と履修指導を行うことになっている。その際、履修指導が効率的に行えるように、そのグループ担任には担当する全ての学生（10名前後）の単位取得状況と成績評価を事前に送付しており、その成績に基づいて学生生活や履修に関する個別指導を行っている。特に、深刻な問題や悩みを抱える学生に対しては、必要に応じて適切な情報提供、あるいは全学施設である学生総合支援センターを紹介している。このように、学生の在籍状況を定期的に把握し、対策を講じる体制が整備されており、早期発見と早期対策に努めている。【観点8-2-2-1】（基礎資料2 資料No.48）

【留年の可能性のある学生を早期発見するための方策】

- 1) <教務委員会> 教員にグループ担任を依頼
- 2) <教務掛> 履修登録と講義出席状況をもとにして、成績不振学生を特定
- 3) <教務掛> グループ担任（3年生以下）、教務委員長（4年生以上）に個別指導を依頼
- 4) <グループ担任・教務委員長・教務掛> 本人との面談、保護者への連絡
- 5) <グループ担任・教務委員長> 教務委員会へ面談結果を報告
- 6) <教務委員会> 事例を収集・整理し、追跡調査および改善方法を検討

根拠資料

【観点8-2-2-1】

- ・基礎資料2（在籍学生数）
- ・資料No.48「平成25年度グループ担任について」

(8-3) 学士課程修了認定

【基準 8-3-1】

教育研究上の目的に基づいて学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）が設定され、公表されていること。

【観点 8-3-1-1】教育研究上の目的に基づいて学位授与の方針が設定されていること。

【観点 8-3-1-2】学位授与の方針を設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 8-3-1-3】学位授与の方針が教職員および学生に周知されていること。

【観点 8-3-1-4】学位授与の方針がホームページなどで広く社会に公表されていること。

[現状]

本学部では、下記に示す学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を設定している。

「(1)6年以上在学し、薬学部が教育理念・教育目標に沿って設定した授業科目を履修して、所定の単位数を修得することが、学位授与の要件である。修得すべき授業科目には、講義および実習が含まれる。(2)全学共通教育を通じてなされた教養教育の成果と、薬学部の特성에応じて組まれた基礎教育および専門教育の成果をともに習得していることが学士試験に合格する基準となる。」【観点8-3-1-1】(資料No.3)

教育理念と学位授与の方針は、薬学部・薬学研究科将来計画委員会を中心にして原案を作成し、教授会の議を経て確定されたものである。将来計画委員会は、薬学研究科・薬学部の研究科長、前研究科長、副研究科長、評議員、専攻長、事務長から構成されており、責任ある体制のもとに教育理念あるいは学位授与の方針の原案が作成され、教授会で審議され、最終決定される。【観点8-3-1-2】(資料No.10, 43)

上記の学位授与の方針は、京都大学薬学部・薬学研究科のホームページで「教育理念とディプロマ・ポリシー」として公表している。また、学生便覧、学部・研究科の教育理念ならびにカリキュラム・ポリシーと共に、ディプロマ・ポリシーを併記し、常に教職員と学生の目に留まるよう工夫している。さらに学生に対しては、教務委員長が、毎年各学年のガイダンスで「学生便覧・シラバス」を用いて、ディプロマ・ポリシーを周知している。【観点8-3-1-3】(資料No.3, 13)

上記の学位授与の方針は、京都大学薬学部・薬学研究科のホームページで「教育理念とディプロマ・ポリシー」として広く社会にも公表している。【観点8-3-1-4】(資料No.3, 13)

根拠資料

【観点8-3-1-1】

・資料 No.3「学生便覧・シラバス（平成 25 年度）京都大学薬学部（薬学科）I. 学生便覧」（京都大学薬学部規程、p.6～7）」（裏表紙）

【観点 8-3-1-2】

・資料 No.10「京都大学薬学部教授会内規」（部外秘・訪問調査時に閲覧可）
・資料 No.43「京都大学大学院薬学研究科・薬学部将来計画委員会内規」（部外秘・訪問調査時に閲覧可）

【観点 8-3-1-3 および 8-3-1-4】

・資料 No.13 京都大学大学院薬学研究科・薬学部ホームページ
(<http://www.pharm.kyoto-u.ac.jp/faculty-graduate/faculty/policy/>)「学部カリキュラム・ポリシー／ディプロマ・ポリシー」
・資料 No.3「学生便覧・シラバス（平成 25 年度）京都大学薬学部（薬学科）I. 学生便覧」（裏表紙：ディプロマ・ポリシー）

【基準 8-3-2】

学士課程修了の認定が、公正かつ厳格に行われていること。

【観点 8-3-2-1】 学士課程の修了判定基準が適切に設定され、学生に周知されていること。

【観点 8-3-2-2】 学士課程の修了判定基準に従って適切な時期に公正かつ厳格な判定が行われていること。

【観点 8-3-2-3】 学士課程の修了判定によって留年となった学生に対し、教育的配慮が適切になされていること。

[現状]

京都大学薬学部規程第13条及び学修要項に実質的な卒業に関する規程、基準を明記してある。また、毎年、学年ごとのガイダンスで卒業要件等を詳しく説明し、周知を徹底している。【観点8-3-2-1】（資料No.3）

毎年3月の教授会において、6年以上在学し、薬学部規程及び学修要項で定められた卒業に必要な単位を修得した学生を学士試験合格者とし卒業認定をおこなっている。【観点8-3-2-2】（資料No.10）

卒業できなかった学生には、分野主任あるいは教務委員長が当該学生と個別に面談することにより、現状の把握と原因の分析に努めるとともに（授業について行けない、体調不良、意欲喪失など）、学生個々の症状に応じた対処法（補講の実施、カウンセリングの紹介、進路変更相談など）を適切に指導している。また留年生への配慮として、必修科目は追再試験を必ず実施することにしており、また指定科目及び選択科目についても、追再試験あるいはレポート試験を実施している。【観点8-3-2-3】（資料No.48）

根拠資料

【観点8-3-2-1】

・資料No.3「学生便覧・シラバス（平成25年度）京都大学薬学部（薬学科）I.学生便覧」（京都大学薬学部規程、p.6～7）

・資料No.3「学生便覧・シラバス（平成25年度）京都大学薬学部（薬学科）I.学生便覧」（平成25年度以降入学者の卒業に必要な単位数、p.17～18）

【観点8-3-2-2】

・資料No.10「京都大学薬学部教授会内規」（部外秘・訪問調査時に閲覧可）

【観点8-3-2-3】

・資料No.48「平成25年度グループ担任について」

【基準 8-3-3】

教育研究上の目的に基づいた教育における総合的な学習成果を適切に評価するよう努めていること。

【観点 8-3-3-1】 教育研究上の目的に基づいた教育における総合的な学習成果を測定するための指標を設定するよう努めていること。

【観点 8-3-3-2】 総合的な学習成果の測定が設定された指標に基づいて行われていることが望ましい。

[現状]

「臨床薬学総論」で6年間の学力評価、「特別実習発表会」で研究能力を評価し、総合的に学習成果を評価している。【観点8-3-3-1】（資料 No. 3, 41）

「臨床薬学総論」の総合的な学習成果の評価は、試験を実施し60点以上を合格としている。「特別実習発表会」の研究能力の評価は、関連研究分野の教員から構成される審査委員会により行っている。【観点8-3-3-2】（資料 No. 3, 41）

総合的な学習成果を測定するための指標を明確化および標準化することが難しく、学習成果の評価が評価者によって若干のばらつきが見られる。

根拠資料

【観点8-3-3-1 および8-3-3-2】

・資料 No. 3 「学生便覧・シラバス（平成25年度）京都大学薬学部（薬学科）Ⅱ.シラバス」（「臨床薬学総論」、p. 64）

・資料 No. 41 「平成25年度薬学科特別実習発表会論文集」（部外秘・訪問調査時に閲覧可）

『 学 生 』

8 成績評価・進級・学士課程修了認定

[点検・評価]

(優れた点)

- ・ 適正な成績評価：京都大学薬学部規程第13条及び学修要項に実質的な卒業に関する規程、基準が設定され、学生に周知されている。また科目ごとに評価基準を公開し、担当教員が適正な成績評価を実施している。必修科目については、必ず追再試験を行うようにしている。【基準8-2-1】
- ・ グループ担任制度の導入：単位取得数が少ない学生や問題を抱える学生に対して個別に相談できるグループ担任制度を学部内に確立しており、学生の状況に応じた適切な指導を行っている。【基準8-2-2】

(改善を要する点)

- ・ 評価方法の改善：科目ごとには成績評価は公正かつ厳格に行われているが、科目間の成績評価にはある程度のばらつきがある。この原因として、総合的な学習成果を測定するための指標設定の難しさや各科目の本質的な特性、さらには教員の成績評価に対する考え方などが考えられる。後者の場合には、一定レベルまでは標準化するための取り組みが必要である。

[改善計画]

- ・ 評価方法の改善：総合的な学習成果を測定するための指標をより一層明確にし、また評価者による評価のばらつきを解消するために、今後はFD活動を通じて、各科目の成績分布や評価法について情報交換を行い、授業科目に対する成績評価の標準化が可能かどうかについて議論を進める。【観点8-3-3】

9 学生の支援

(9-1) 修学支援体制

【基準 9-1-1】

学生が在学期間中に教育課程上の成果を上げられるよう、履修指導・学習相談の体制がとられていること。

【観点 9-1-1-1】 入学者に対して、薬学教育の全体像を俯瞰できるような導入ガイダンスが適切に行われていること。

【観点 9-1-1-2】 入学までの学修歴等に応じて、薬学準備教育科目の学習が適切に行われるように、履修指導が行われていること。

【観点 9-1-1-3】 履修指導（実務実習を含む）において、適切なガイダンスが行われていること。

【観点 9-1-1-4】 在学期間中の学生の学習状況に応じて、薬学教育科目の学習が適切に行われるように、履修指導・学習相談がなされていること。

[現状]

入学時の4月に新入生ガイダンスを行い、学生便覧・シラバスをもとにして履修指導を行っている。その際、最初に研究科長が、学部・研究科全体が目指している研究教育の理念と目標、そして社会や企業から求められる人物像と学部・研究科が考えている人材養成の目的などについて紹介している。このような情報提供を行うことで、新入生に薬学教育の全体像を俯瞰させ、学生生活を送る上で必要となる学習目標と自分の将来像を少しでも具体的に描くことができるように工夫している。

【観点9-1-1-1】（資料 No. 49）

新入生ガイダンスの際に教務委員長が各学科のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーを紹介し、学部規程と学修要項に基づいた履修指導を行っている。その時、薬学部提供科目が、(i)全学共通科目（一般教養教育選択科目と必修科目）と学部専門科目に大きく分類されていること、(ii)全学共通科目の必修科目と学部専門科目は、化学系・物理系・生物系・医療系・情報系の系ごとに難易度による順次性と階層性を考慮して時間割が決められていることを説明し、それに則って履修計画を立てることの重要性を強調している。また薬学部生の導入講義として提供されている全学共通選択必修科目（数学、物理、実験）については、高校時代の学習状況に応じて適切に選択し順序良く履修するよう指導している。【観点9-1-1-2】

（資料 No. 49）

新入生ガイダンス時に、薬学科の新入生に対しては、薬学科長より実務実習や薬剤師国家試験に関する最新の情報を伝えており、6年制薬学教育全体を見渡す履修指導を行っている。また、2年次、3年次、4年次の最初の新年度ガイダンスにおいても、教務委員長が薬学専門実習、特別実習、実務実習を履修するために必要な単位数、追再試試験の受験資格、履修登録などに関わる履修指導について適切なガ

ダンスを行っている。また実務実習については、5年次4月のガイダンスで十分な指導を実施している。【観点9-1-1-3】（資料No.4）

1年次5月に行う統合型薬学演習（一泊の新入生合宿研修，日程表参照）の際に、学生委員やグループ担任が履修指導を改めて行うとともに、お互いが顔を合わせることで学生と教員間のみならず同一グループの学生間同士の緊密な信頼関係を築き、プライベートな問題でも質問し易い環境を構築できるように工夫している。【観点9-1-1-4】

【平成25年度新入生合宿研修の構成員とその参加人数】

新入生 85名（薬学科31名全員出席）
 教職員 14名
 学生TA 8名

【平成25年度新入生合宿研修日程表】

平成25年度 京都大学薬学部新入生合宿研修について

以下の予定ですのでお知らせします。

- ・集合日時：5月11日（土）午前9時45分（受付開始）
午前10時 出発
- ・集合場所：薬学部正門玄関前（近衛通側）
- ・解散予定日時：5月12日（日）午後12時30分頃

時	月	5月11日（土）	時	月	5月12日（日）
8			8	8:00	朝食（食堂） 部屋清掃（鍵返却）
9			9	8:50	報告会
10	9:45 10:00	薬学部集合（受付） 出発	10	10:10	閉講式 写真撮影
11		京都府立 ゼミナールハウスへ移動 （雇上げバス）	11	10:30	出発 本学へ移動 （雇上げバス）
12	11:30 12:00	到着、開講式・オリエンテーション 学部長・実務委員長挨拶、教員紹介等 昼食（食堂）	12	12:30	薬学部帰着 解散
13	13:00				
14		講演 ①薬学部教員 ②京都大学カウンセリングセンター教員 （総合ゼミナール室）			
15	14:30	スモールグループディスカッション （本館、別館）			
16	17:15	移動、夕食準備			
18	17:30	夕食 野外バーベキュー （バーベキュー広場）			
19	19:30	移動			
20	19:45	スモールグループディスカッション 各グループごとに報告会の準備 （本館、別館）			研修場所 京都府立ゼミナールハウス
21	20:30 21:30	レクリエーション（自由）			京都市右京区京北下中町鳥谷2 TEL (075) 854-0216（代）
22	22:00	就寝			

（注）1. 日程は、都合により変更することがあります。

学生10人ごとに1名の教員をグループ担任として定め、履修に関する学習相談から学生生活に至るまで幅広い質問に関する相談を適宜受け付けて指導している。このグループ担任は、平成24年度までは1年ごとに担当する学生を交代していたが、平成25年度からは同一の学生を1年生から3年生までの3年間ずっと同じ教員が指導する固定制度へ変更した。このグループ担任固定化により、学生の在学期間中の履修状況と学習効果などを時系列で詳細に把握することができるようになり、個々の学生の学習状況に応じたよりきめ細やかな薬学教育科目の学習の履修指導・学習相談が実現されることを期待している。しかしながらこの制度は今年変更したばかりなので、しばらくは導入効果を検証する必要があると考えている。【観点9-1-1-4】(資料No.48)

根拠資料

【観点9-1-1-1および9-1-1-2】

- ・資料No.49「新入生ガイダンス資料」

【観点9-1-1-3】

- ・資料No.4「薬学科ガイダンス」

【観点9-1-1-4】

- ・資料No.48「平成25年度グループ担任について」

【基準 9-1-2】

学生が学修に専念できるよう、学生の経済的支援に関する体制が整備されていること。

【観点 9-1-2-1】奨学金等の経済的支援に関する情報提供窓口を設けていること。

【観点 9-1-2-2】独自の奨学金制度等を設けていることが望ましい。

[現状]

学生を対象とした授業料免除、海外留学、各種奨学金等の経済的支援に関する情報は、京都大学のホームページに掲載されるとともに、教務掛でも集中的に管理し、学生への経済的支援情報の提供窓口として機能している。教務掛で集約した日本学生支援機構奨学金および民間奨学金に関する募集等の情報は、掲示板に掲示するとともに、KULASISを活用することにより学生に周知している。【観点9-1-2-1】(資料 No. 50)

薬学部独自の奨学金制度は現在のところない。【観点9-1-2-2】(資料 No. 46)

根拠資料

【観点9-1-2-1 および9-1-2-2】

- ・ 資料 No. 50 京都大学ホームページ

(<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education/support>) 「学生支援事業」

- ・ 資料 No. 46 京都大学国際高等教育院ホームページ

(http://www.z.k.kyoto-u.ac.jp/introduction_kulasis.html) 「京都大学教務情報システム KULASIS」

【基準 9-1-3】

学生が学修に専念できるよう、学生の健康維持に関する支援体制が整備されていること。

【観点 9-1-3-1】 学生のヘルスケア、メンタルケア、生活相談のための学生相談室などが整備され、周知されていること。

【観点 9-1-3-2】 健康管理のため定期的に健康診断を実施し、学生が受診するよう適切な指導が行われていること。

[現状]

京都大学には、学生の修学上および適応上の相談など学習と生活健康に関わる全学的な支援施設として「学生総合支援センター」と「健康科学センター」を設置しており、学生による修学、進路上の問題や人間関係にまつわる諸問題に関するメンタルケア相談などはカウンセリングルームで、また生活健康に関するヘルスケア相談は健康科学センターで、随時受け付けている。新入生合宿研修の折には、カウンセリングルームの教員による講演を行っており、メンタルケア相談を気軽に行うように指導している。さらに薬学部にも、修学関連の問題は教務掛と教務委員長が、生活相談等の問題は学生委員（教授2名と准教授2名からなる）が、就職関連の問題は就職委員（教授1名）が対応する体制を整えており、随時相談を受け付けている。【観点9-1-3-1】（資料No. 51, 52, 32）

毎年度の始めには学生定期健康診断を行っており、各学年ガイダンス時にカルテ等を配付し受診指導を行っている（平成25年度の健康診断受診率 1回生：31名中31名、2回生：31名中31名、3回生：30名中29名、4回生：30名中29名、5回生：31名中30名、6回生：34名中31名）。【観点9-1-3-2】（資料No. 35）

根拠資料

【観点9-1-3-1】

- ・ 資料No. 51 京都大学ホームページ
(<http://www.gssc.kyoto-u.ac.jp/>) 「学生総合支援センター」
- ・ 資料No. 52 京都大学ホームページ
(<http://www.kyoto-u.ac.jp/health/kuhc-home.html>) 「健康科学センター」
- ・ 資料No. 32 「平成25年度薬学研究科各種委員会委員名簿」

【観点9-1-3-2】

- ・ 資料No. 35 「平成25年度定期健康診断受診状況（薬学科）」

【基準 9-1-4】

学生に対するハラスメントを防止する体制が整備されていること。

【観点 9-1-4-1】 ハラスメント防止に関する規定が整備されていること。

【観点 9-1-4-2】 ハラスメント問題に対応する委員会・相談窓口が設置されていること。

【観点 9-1-4-3】 ハラスメント防止に関する取組みについて、学生への広報が行われていること。

[現状]

薬学部では、京都大学人権委員会規程（平成17年2月28日達示第147号）第6条に基づき、薬学部の人権委員会及び京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程第7条に基づき、ハラスメント相談窓口を設置し、ハラスメント防止に関する規程「薬学研究科・薬学部における人権問題及びハラスメントの防止等に関する内規」を整備した。本人権委員会は、薬学部・薬学研究科における人権意識の高揚に努め、同和問題等的人権問題及びハラスメント問題の防止のための啓発活動及び必要事項を実施するとともに、人権問題等が生じた場合の対応にあたることが明記されている。【観点9-1-4-1】（資料No.53, 54）

京都大学には、学生の修学上および適応上の相談など学習と生活健康に関わる全学的な支援施設として「学生総合支援センター」を設置しており、ハラスメントに関する相談はカウンセリングルームで、随時受け付けている。また、新入生合宿研修の折には、カウンセリングルームの教員による講演を行っており、メンタルケアやハラスメント相談を気軽に行うように指導している。さらに、薬学部内にも、人権委員会（研究科長、全学人権委員会委員、全学カウンセリングセンター管理運営委員、事務長、総務掛長、他3名の教員）を設けるとともに、6名の委員からなるハラスメント相談窓口がハラスメントに関する相談を随時受け付けて対応している。ハラスメント等に関する細かな相談については、グループ担任も随時受け付けている。【観点9-1-4-2】（資料No.32）

各種のハラスメントを防止する目的で、京都大学では「人権を考えるために」、および「京都大学におけるハラスメントの防止と対応について」のパンフレットを作成し（後者についてはホームページにも掲載）ている。各学年ガイダンス時にパンフレット等を学生へ配付し、ハラスメント防止の普及とハラスメント防止に関する取り組みについて学生に周知している。【観点9-1-4-3】（資料No.53, 55）

根拠資料

【観点9-1-4-1】

・資料No. 53 京都大学ホームページ
(http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/profile/human_rights/about/harassment)「京都大学におけるハラスメントの防止と対応について」

・資料No. 54「薬学研究科・薬学部における人権問題及びハラスメントの防止等に関する内規」(部外秘・訪問調査時に閲覧可)

【観点9-1-4-2】

・資料No. 32「平成25年度薬学研究科各種委員会委員名簿」

【観点9-1-4-3】

・資料 No. 55「人権を考えるために」および「京都大学におけるハラスメントの防止と対応について」のパンフレット

・資料 No. 53 京都大学ホームページ

(http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/profile/human_rights/about/harassment)「京都大学におけるハラスメントの防止と対応について」

【基準 9-1-5】

身体に障がいのある者に対して、受験の機会を提供するよう配慮するとともに、身体に障がいのある学生に対する施設・設備上および学修・生活上の支援体制の整備に努めていること。

【観点 9-1-5-1】身体に障がいのある者に対して、受験の機会を提供するよう配慮していること。

【観点 9-1-5-2】身体に障がいのある学生に対する施設・設備上および学修・生活上の支援体制の整備に努めていること。

[現状]

身体に障がいのある者に対しても受験の機会を可能な限り提供するよう配慮している。受験者からの事前（出願前）の申請があれば、全学の「身体障害学生相談室管理運営委員会」と十分に協議の上、学部の「入試等問題検討委員会」で受験生受入の可能性を審議し、特別措置（別室受験や時間延長等）など可能な対策を講じることで受験を認めている。【観点9-1-5-1】（資料 No. 44）

京都大学には、学生の修学上、適応上の相談や就職支援および障害のある学生の修学上の支援をするため全学的な支援施設として「学生総合支援センター」を設置している。障がいのある学生の修学上等の支援に関する相談を、障害学生支援ルームで随時受け付けており、身体に障がいのある学生に対する施設・設備上および学修・生活上の支援体制の整備に努めている。また、入学後に施設や設備上、および学習や生活上の問題に関して要望があった場合には、本人と十分に協議のうえ適切に対処するよう努めている。さらに、薬学部の施設や設備についてはバリアフリーに務めており、階段部分のスロープ、エレベーター、身障者用トイレをすでに設置している。【観点9-1-5-2】（資料 No. 56, 57）

根拠資料

【観点9-1-5-1】

- ・資料 No. 44 「京都大学入学者選抜要項」

【観点9-1-5-2】

- ・資料 No. 56 京都大学ホームページ

(<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education/campus/support/counselling>)

「学生総合支援センター障害学生支援ルーム」

- ・資料 No. 57 京都大学ホームページ

(<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education/campus/support/access.htm>) 「フリーアクセスマップ（バリアフリーマップ）」

【基準 9-1-6】

学生が主体的に進路を選択できるよう、必要な支援体制が整備されていること。

【観点 9-1-6-1】 進路選択に関する支援組織や委員会が設置されていること。

【観点 9-1-6-2】 就職セミナーなど、進路選択を支援する取組みを行うよう努めていること。

[現状]

学生便覧の学生生活全般に関する説明の中で、「就職について」、「薬剤師国家試験について」、「薬剤師（学士（薬学））に関係のある主な資格・業務一覧表」の項を設けている。学生が進学か就職かの選択をする際には、特別実習の指導教員がその都度相談にのっている。大学院への進学を希望する場合には、その能力や適性に応じて適切な指導や助言を行うことができる体制になっている。また、学生の進路選択や就職に関するさまざまな問題に対応するため、学生委員（教員4名）や就職委員（教員1名）など幾つかの相談窓口を作っており、分野主任だけでなく複数名の教員が学生の相談に乗ることができる体制になっている。【観点9-1-6-1】（資料No. 3, 32）

京都大学では、学生の修学上、適応上の相談や就職支援および障害のある学生の修学上の支援をするため全学的な支援施設として「学生総合支援センター」を設置している。学生の就職活動に係る様々な相談や就職支援の要望などは、その中のキャリアサポートルームで随時受け付けており、学生側に対しては「自己分析」、「企業研究」、「OB訪問」、「面接」などの項目を設けて、それぞれ対応できる体制をとっている。一方企業側に対しては、「求人票受付」、「OBリストの提供」、「就職担当教員一覧」、「会社説明会」、「インターンシップ案内」などの項目を設けて、企業からの就職情報の提供を随時受け付けている。ボランティア活動については、京都大学のホームページに「ボランティア活動」の項目を設けて、ボランティアの募集案内やボランティア事業の流れについて掲示して、情報提供している。また、薬学部独自の取り組みとして、毎年、企業や大学、公的機関で活躍している卒業生を招いて、現在の仕事内容の紹介や大学時代の過ごし方など様々なアドバイスを披露してもらう「キャリアデザイン談話会」を平成24年度から開催している（第1回：平成24年9月1日、第2回：平成25年11月23日）。それ以外にも薬学部に対して求人を希望する企業や研究所から人事担当あるいは研究関係者に集まってもらい、各社の宣伝と企業説明会を一気に行う「企業合同会社説明会」も開催している（第1回：平成25年2月5日、第2回：平成26年1月28日）。このように学部から大学院生まで幅広い学生に対して、進路選択を支援する様々な取組みを行っている。【観点9-1-6-2】（資料No. 20, 58, 59）

根拠資料

【観点 9-1-6-1】

・資料 No.3 「学生便覧・シラバス（平成 25 年度）京都大学薬学部（薬学科）I. 学生便覧」（就職について、p.66；薬剤師（学士（薬学））に関係のある主な資格・業務一覧表、p.68～69）

・資料 No.32 「平成 25 年度全学・薬学研究科各種委員会委員名簿」

【観点 9-1-6-2】

・資料 No.58 京都大学ホームページ

（<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education/job>）「学生総合支援センターキャリアサポートルーム」

・資料 No.20 「平成 25 年度キャリアデザイン談話会ポスター」

・資料 No.59 「平成 25 年度企業合同会社説明会の資料」

【基準 9-1-7】

学生の意見を教育や学生生活に反映するための体制が整備されていること。

【観点 9-1-7-1】学生の意見を収集するための組織や委員会が設置されていること。

【観点 9-1-7-2】学生の意見を教育や学生生活に反映するために必要な取組みが行われていること。

[現状]

学生から意見を収集する質問内容とその方法については、主に教務委員会と自己評価等調査検討委員会の2つの学部委員会で別々に審議され決定される。教務委員会では主に現役の学生を対象者として、現在実施されている最新の研究と教育に関する満足度をアンケート調査により収集している。一方、自己評価等調査検討委員会で扱う主な対象者は卒業生や卒業生の上司であり、研究と教育のやり方に対する満足度をアンケート調査により収集している。【観点9-1-7-1】(資料No.32)

【教務委員会主導の意見収集】

(1) グループ担任(教員1名あたり学生10名を担当している)が収集した学生の意見は、教務掛あるいは教務委員長に報告集約されて、定期的で開催される教務委員会で報告され教務委員全員でその対策を議論して決めている。

(2) 教務掛より学期ごとに各授業科目についてのアンケート調査を行い、学生の授業内容の理解度や教員の授業方法などアンケートの項目ごとにグラフ化することで現状の把握とこれまでの推移を明らかにする。この結果は、教務委員会ならびに薬学部協議会で報告され、その都度FDなどに反映するため必要な取組みを議論している。【観点9-1-7-2】(資料No.24, 60)

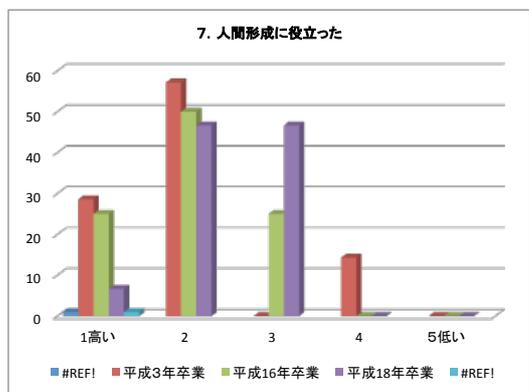
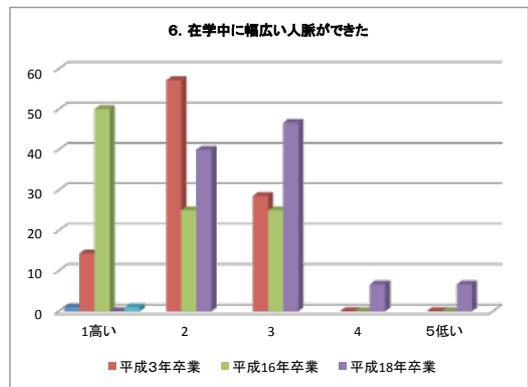
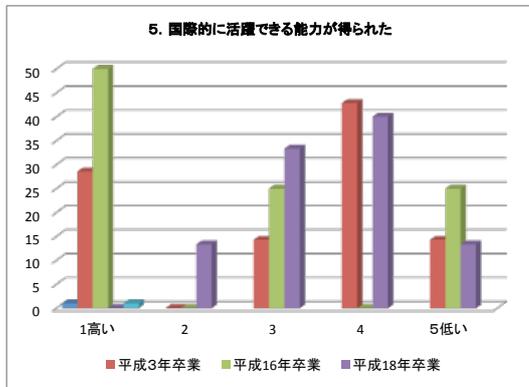
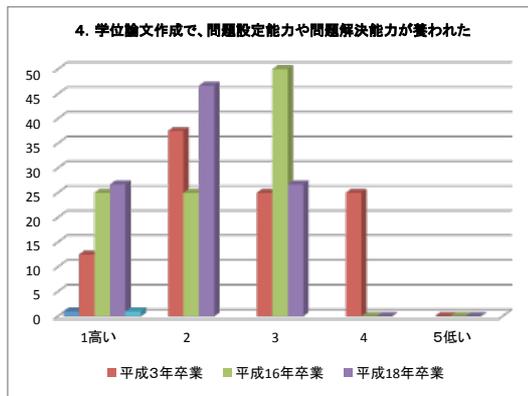
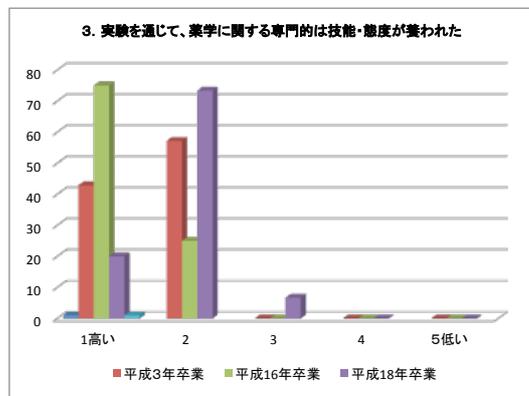
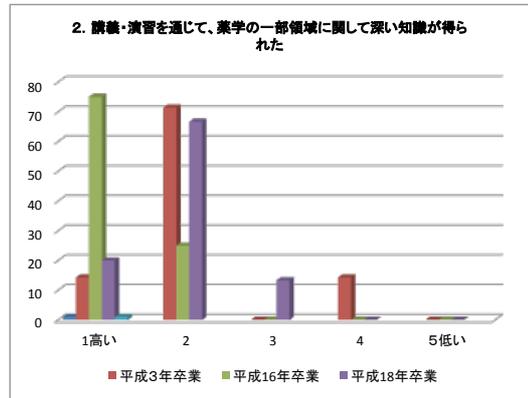
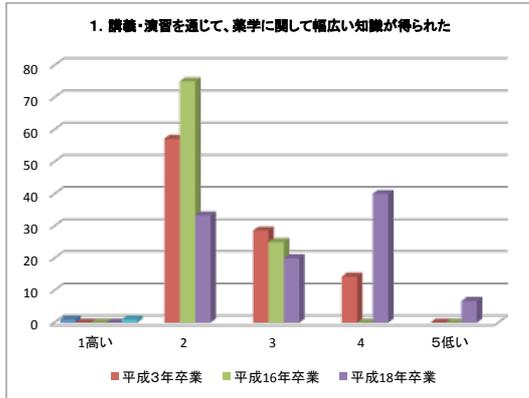
【自己評価等調査検討委員会主導の意見収集】

(1) 新入生と3回生に対して、学習や学生生活、将来展望に関する同じ内容のアンケート調査を行って、2年間間に学生の意識がどのように変化したのかを追跡している。この結果は、協議会での報告、および教務委員会での検討を通じて、薬学部の方針決定に反映する体制をとっている。

(2) 卒業して3年後と10年後の卒業生全員に対して、「京都大学薬学部・薬学研究科の教育に関するアンケート」調査を行っており、自己点検に利用するとともに社会からの要望に対して教育制度を改善すべきかどうかの判断材料として活用している。

(3) さらに、卒業生に対しては、同窓会誌を郵送する際にアンケート用紙を同封しておき、卒業生の意見を反映できる体制になっている。【観点9-1-7-2】(資料No.24, 61)

【卒業生に実施した教育に関するアンケート調査（平成23年度実施）】



根拠資料

【観点 9-1-7-1】

- ・資料 No.32 「平成 25 年度薬学研究科各種委員会委員名簿」

【観点 9-1-7-2】

- ・資料 No.60 「授業アンケート」
- ・資料 No.61 「京都大学薬学部進路アンケート」
- ・資料 No.24 「自己点検・評価報告書（平成 23 年 2 月）京都大学大学院薬学研究科・薬学部」（授業アンケート、p.49～51）

(9-2) 安全・安心への配慮

【基準 9-2-1】

学生が安全かつ安心して学修に専念するための体制が整備されていること。

【観点 9-2-1-1】 実験・実習および卒業研究等に必要な安全教育の体制が整備されていること。

【観点 9-2-1-2】 各種保険（傷害保険、損害賠償保険等）に関する情報の収集・管理が行われ、学生に対して加入の必要性等に関する指導が適切に行われていること。

【観点 9-2-1-3】 事故や災害の発生時や被害防止のためのマニュアルが整備され、講習会などの開催を通じて学生および教職員へ周知されていること。

[現状]

学生便覧の学生生活全般に関する説明の中で、「廃棄物処理指針」、「安全管理について（薬学部防火心得）」の項を設けて、実験・実習の際の安全管理や実験廃棄物の管理、事故や災害時の対応について紹介している。3年次の薬学専門実習の際に、基本的な実験操作法、化学薬品や生物実験材料の取扱法、実験廃棄物の管理、事故や災害時の対応などを説明しており、一般的な安全教育は実技を通して行う体制を整備している。実務実習に関する安全教育は、「医療実務事前学習」で適切に行っており、実務実習を行うものに対しては、B型肝炎の予防接種を義務づけている。【観点9-2-1-1】（資料 No. 3, 62）

新入生に対して、「学生傷害保険」と「学生損害賠償保険」への加入の必要性について新入生ガイダンス時に説明して、原則全員加入することになっている。また、毎年2回生以上のガイダンス時にも、保険への加入の必要性を説くとともに、分野配属している4年生以上の未加入者に対しては、呼び出して再度必要性を説明して加入を促している。現在、ほぼ全員が加入しているが、100%ではない。【観点9-2-1-2】（資料 No. 63）

学生便覧の学生生活全般に関する説明の中で、「安全管理について（薬学部防火心得）」の項を設けて事故防止の心得と事故が起こった時の対処法を簡潔にまとめており、事故や災害の発生時や被害防止のためのマニュアルとして整備している。また、環境・安全衛生委員会の取り決めにより、衛生管理者・産業医による定期巡視、吉田事業場安全衛生ニュースや事故災害報告書の回覧等、事故や災害の原因と対策の共有などの体制も整っている。全学的な各種安全講習会（化学物質保管管理講習会、寒剤利用者講習会）の開催があれば学生および教職員へ周知して参加を促している。しかし、学生が大学内で修学時に事故等に巻き込まれる件数が増加する傾向にある。【観点9-2-1-3】（資料 No. 3, 64）

根拠資料

【観点 9-2-1-1】

・資料 No. 3 「学生便覧・シラバス（平成 25 年度）京都大学薬学部（薬学科）I. 学生便覧」（薬学研究科廃棄物処理指針等、p. 62～66）

・資料 No. 62 「薬学専門実習書」

【観点 9-2-1-2】

・資料 No. 63 「学研災付帯賠償責任保険加入者しおり」および「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」

【観点 9-2-1-3】

・資料 No. 3 「学生便覧・シラバス（平成 25 年度）京都大学薬学部（薬学科）I. 学生便覧」（薬学部防火心得、p. 65～66）

・資料 No. 64 「京都大学薬学研究科環境・安全衛生委員会内規」（部外秘・訪問調査時に閲覧可）

『 学 生 』

9 学生の支援

[点検・評価]

(優れた点)

- ・ 充実した学生支援体制の構築：カウンセリングセンターと薬学部教員による各種研修やガイダンスを行う新入生合宿、グループ担任による履修指導、教務委員長や学生委員による個別学習相談など学生支援の体制を整えている。またグループ担任制度により、在学生の意見を随時受け付けている。【基準9-1-1】
- ・ 全学的な学生支援施設との連携強化：学生支援を統合的かつ多面的に行うために、平成25年度から複数の全学施設を「学生総合支援センター」と「健康科学センター」の2つに集約した。本学部内でも、教務掛が中心となり、教務委員長、学生委員、就職委員と連携しながら、学生支援体制を構築している。【基準9-1-3】
- ・ 障がい学生に対する支援：全学施設の「学生総合支援センター障害学生支援ルーム」と協力して、特別措置等により身体に障害のある者の受験機会を確保している。また身体に障がいのある学生に対する学修・生活上の支援体制の整備にも努めている。【基準9-1-5】
- ・ 就職活動への支援：薬学部独自で卒業生による「キャリアデザイン談話会」や企業説明会である「就職セミナー」を年1回開催している。【基準9-1-6】

(改善を要する点)

- ・ 保険加入の徹底：新入生に対して、「学生傷害保険」と「学生損害賠償保険」への加入を強く勧誘しており、ほぼ全員が加入しているが、100%ではない。保険加入を促進する必要がある。
- ・ 危機管理の徹底：通学時も含め、学生が大学内で修学時に事故等に巻き込まれる件数が増加する傾向にある。学生に対する安全対策と危機管理を徹底する必要がある。

[改善計画]

- ・ 保険加入の徹底：今後はリスク管理の観点から、新入生全員に傷害保険への加入を義務づけることを検討する。【観点9-2-1-2】
- ・ 危機管理の徹底：学生にネームカードとセーフティカードを配布する。【観点9-2-1-3】

『教員組織・職員組織』

10 教員組織・職員組織

(10-1) 教員組織

【基準 10-1-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な教員が置かれていること。

【観点 10-1-1-1】専任教員数が大学設置基準に定められている数以上であること。

【観点 10-1-1-2】教育の水準の向上をより一層図るために専任教員数が大学設置基準に定められている数を大幅に超えるよう努めていること（例えば、1名の教員に対して学生数が10名以内であることが望ましい）。

【観点 10-1-1-3】専任教員について、教授、准教授、講師、助教の数と比率が適切に構成されていること。

[現状]

薬学部では、平成17年度までは総合薬学科1学科（1学年の定員80名）であったが、平成18年度からは2学科、薬学科（1学年の定員30名；収容定員180名）と薬科学科（1学年の定員50名；収容定員200名）となり、それに伴って教員の再配置を行った。現在の薬学科の専任教員数は34名（うち教授8名）であり、大学設置基準の定める最低の専任教員数18名を大きく上回っており【観点10-1-1-1】（基礎資料2, 8, 9, 10）、専任教員1名あたりの学生数は、平成25年4月時点で5.3人である。【観点10-1-1-2】（基礎資料2, 8, 9, 10）

薬学科での専任教員の職種別比率は、教授26.4%（9名）、准教授38.2%（13名）、講師2.9%（1名）、助教32.3%（11名）であり、薬学部全体としての教授、准教授、講師、助教の比率はそれぞれ31.2%（15名）、35.4%（17名）、4.3%（2名）、29.2%（14名）である。このように、薬学部全体および薬学科ともに教授、准教授、講師+助教の構成比率はほぼ均等であり、適切に構成されている。【観点10-1-1-3】（基礎資料2, 8, 9, 10）

平成25年5月時点での実務家教員は、専任教員の准教授と助教各1名、およびみなし教員の教授と講師各1名（京都大学医学部附属病院薬剤部）が配置されている。

根拠資料

【観点10-1-1-1、10-1-1-2および10-1-1-3】

- ・基礎資料2（在籍学生数）
- ・基礎資料8（教員・事務職員数）
- ・基礎資料9（専任教員年齢構成）
- ・基礎資料10（専任教員の担当授業科目および時間数）

【基準 10-1-2】

専門分野について、教育上および研究上の優れた実績を有する者、あるいは優れた知識・経験および高度の技術・技能を有する者のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が、専任教員として配置されていること。

【観点 10-1-2-1】専門分野について、教育上および研究上の優れた実績を有する者が配置されていること。

【観点 10-1-2-2】専門分野について、優れた知識・経験および高度の技術・技能を有する者が配置されていること。

【観点 10-1-2-3】専任教員として、担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が配置されていること。

〔現状〕

専任の教授、准教授、講師、助教のすべてについて公募を行っており（ただし、講師、准教授への内部昇任の場合を除く；【基準10-1-4】の現状の項参照）、公募要領に希望する研究内容だけでなく教育内容を明記するとともに、「研究に対する抱負」と「教育に対する抱負」の両方の提出を求め、選考委員会では研究上の実績や能力に加えて、教育上の指導能力等を十分に考慮した選考を行い、各専門分野において教育上および研究上の優れた実績を有し【観点10-1-2-1】（基礎資料10、15 資料No. 3, 24, 65, 66, 67, 68, 69）、優れた知識・経験および高度の技術・技能を有し【観点10-1-2-2】（基礎資料10、15 資料No. 3, 24, 65, 66, 67, 68, 69）、担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識がある【観点10-1-2-3】（基礎資料10、15 資料No. 3, 24, 65, 66, 67, 68, 69）と認められる者を採用している。基礎資料15に示すように、専門分野について教育上および研究上の優れた実績、優れた知識・経験および高度の技術・技能、教育上の指導能力と高い見識を有すると認められる者が配置されている。ただし、医学系他部局とより強力な連携を構築して教育体制をさらに強化することが望ましい。

根拠資料

【観点10-1-2-1、10-1-2-2および10-1-2-3】

- ・基礎資料10（専任教員の担当授業科目および時間数）
- ・基礎資料15（専任教員の教育および研究活動の業績）
- ・資料No.24「自己点検・評価報告書（平成23年2月）京都大学大学院薬学研究科・薬学部」（研究業績目録、p.175～p.366）
- ・資料No.65「京都大学大学院薬学研究科教員候補者選考内規」（部外秘・訪問調査時に閲覧可）
- ・資料No.66「京都大学大学院薬学研究科助教候補者選考内規」（部外秘・訪問調査時に閲覧可）
- ・資料No.67「京都大学薬学研究科助教の講師昇任候補者選考内規」（部外秘・訪問調査時に閲覧可）
- ・資料No.68「京都大学大学院薬学研究科講師の准教授昇任候補者選考に関する内

規」(部外秘・訪問調査時に閲覧可)

- ・資料 No.69「公募要領の例(直近の教授、准教授、助教の公募)」
- ・資料 No.3「学生便覧・シラバス(平成25年度)京都大学薬学部(薬学科) I. 学生便覧」(薬学研究科関係教員、p.78～p.79)

【基準 10-1-3】

カリキュラムにおいて、専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

【観点 10-1-3-1】薬学における教育上主要な科目において、専任の教授または准教授が配置されていること。

【観点 10-1-3-2】専任教員の年齢構成に著しい偏りがないこと。

[現状]

基礎資料 10 に記載しているように、主要な科目についてはすべて専任の教授、准教授、または講師を配置している。また、「学生便覧」の科目内容欄には担当教員が専任教員（教授、准教授、講師、助教）であるか、あるいは非常勤講師等であるかを明記し、「学生便覧」の薬学部非常勤講師欄には非常勤講師等の現職を明記して周知している。【観点 10-1-3-1】（基礎資料 10 資料 No. 3）

基礎資料 9 に記載したように、専任教員の年齢構成は次表のようであり、構成に著しい偏りはない。【観点 10-1-3-2】（基礎資料 9）

	30 歳台	40 歳台	50 歳以上	計
薬学科	12	14	8	34
薬科学科	6	4	4	14
計	18	18	12	48

根拠資料

【観点 10-1-3-1】

- ・ 基礎資料 10（専任教員の担当授業科目および時間数）
- ・ 資料 No.3「学生便覧・シラバス（平成 25 年度）京都大学薬学部（薬学科）I. 学生便覧」（科目内容、p. 37～p. 49；薬学部非常勤講師、p. 80）

【観点 10-1-3-2】

- ・ 基礎資料 9（専任教員年齢構成）

【基準 10-1-4】

教員の採用および昇任が、適切に実施されていること。

【観点 10-1-4-1】教員の採用および昇任に関する適切な規程が整備されていること。

【観点 10-1-4-2】教員の採用および昇任においては、規程に基づき、研究業績のみに偏ることなく、教育上の指導能力等が十分に反映された選考が行われていること。

[現状]

専任の教授、准教授、講師、助教の採用、および助教から講師への昇任、および講師から准教授への昇任についてはすべて内規に定めており、内規に従って教員選考や内部での昇任を行っている。【観点10-1-4-1】(資料No. 65, 66, 67, 68) また、公募要領に希望する研究内容だけでなく教育内容を明記するとともに、「研究に対する抱負」と「教育に対する抱負」の両方の提出を求め、選考委員会では研究上の実績や能力に加えて、教育上の指導能力等を十分に考慮した選考を行っている。また、研究と教育において極めて優れた実績と能力を有する助教や講師の場合には、それぞれ講師、准教授への内部の昇任を行っているが、その場合には研究業績や学会賞等の表彰、競争的資金の獲得状況などの研究面だけでなく、教育活動状況や部局等大学運営への貢献などを総合的かつ厳密に評価して選考している。特に実務家教員については、教育・研究における実績に加えて、薬剤師としての優れた知識・経験および高度の技術・技能を有する者を採用している。【観点10-1-4-2】(資料No. 69) このように、教員採用は公募で行っており、研究実績に偏ることなく、募集する専門分野に関する教育の経験や指導能力・見識を十分に考慮して選考を行っている点、および実務家教員については、教育・研究における実績に加えて、薬剤師としての優れた知識・経験および高度の技術・技能を有する者を採用している点は優れている。

根拠資料

【観点10-1-4-1および10-1-4-2】

- ・資料 No. 65「京都大学大学院薬学研究科教員候補者選考内規」(部外秘・訪問調査時に閲覧可)
- ・資料 No. 66「京都大学大学院薬学研究科助教候補者選考内規」(部外秘・訪問調査時に閲覧可)
- ・資料 No. 67「京都大学薬学研究科助教の講師昇任候補者選考内規」(部外秘・訪問調査時に閲覧可)
- ・資料 No. 68「京都大学大学院薬学研究科講師の准教授昇任候補者選考に関する内規」(部外秘・訪問調査時に閲覧可)

【観点 1 0 - 1 - 4 - 2】

- ・資料 No. 69 「公募要領の例（直近の教授、准教授、助教の公募）」

(10-2) 教育研究活動

【基準 10-2-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動が行われていること。

【観点 10-2-1-1】 教員は、教育および研究能力の維持・向上に取り組んでいること。

【観点 10-2-1-2】 教員は、教育目標を達成するための基礎となる研究活動を行っていること。

【観点 10-2-1-3】 教員の活動が、最近5年間における教育研究上の業績等で示され、開示されていること。

【観点 10-2-1-4】 薬剤師としての実務の経験の有する専任教員が、常に新しい医療に対応するために研鑽できる体制・制度の整備に努めていること。

[現状]

「自己点検・評価報告書」では、教員が研究分野ごとに「研究活動に対する自己点検・評価」および「教育活動に対する自己点検・評価」を行っており、それに基づいて教員は教育研究能力の向上に取り組んでいる。また、【基準10-2-3】で詳述するように、学生による授業評価アンケートの結果は授業担当教員に還元するとともに、評価の高かった教員の授業を他の教員が聴講し、自らの授業について改善すべき点などを報告するようにしている。【観点10-2-1-1】(基礎資料15 資料No. 24, 70, 71, 72) 各教員は、基礎資料15に示すように基礎となる研究活動を行い【観点10-2-1-2】(基礎資料15)、「自己点検・評価報告書」で過去5年間の教育研究上の業績を開示するとともに、「京都大学大学院薬学研究科・薬学部ホームページ」の研究紹介からリンクしている各研究室のホームページで、研究に関する情報を随時更新している。さらには、「京都大学教育研究活動データベース」で、各教員が基本情報、研究、教育、大学運営、社会貢献、国際などの項目について、公開情報を適宜更新している。および【観点10-2-1-3】(資料No. 24, 70, 71, 72)

実務家の専任教員1名については、京都大学医学部附属病院で副薬剤部長として普段から実務を実践することによって、京都大学医学部附属病院での最先端の医療に対応するために研鑽できる体制が整っている。【観点10-2-1-4】(資料No. 73)

根拠資料

【観点10-2-1-1、10-2-1-2および10-2-1-3】

- ・ 基礎資料15(専任教員の教育および研究活動の業績)
- ・ 資料No.70「自己点検・評価報告書(平成18年1月)京都大学大学院薬学研究科・薬学部」(研究業績目録、p.134～p.318)
- ・ 資料No.24「自己点検・評価報告書(平成23年2月)京都大学大学院薬学研究科・薬学部」(研究業績目録、p.175～p.366)
- ・ 資料No.71 京都大学大学院薬学研究科・薬学部ホームページ
(<http://www.pharm.kyoto-u.ac.jp/research/research-profile/>)「研究紹介」

- ・資料 No. 72 京都大学教育研究活動データベース
(<http://kyouindb.iimc.kyoto-u.ac.jp/view/>) 「薬学研究科で検索」
【観点10-2-1-4】
- ・資料 No. 73 京都大学医学部附属病院薬剤部ホームページ
(<http://www.kuhp.kyoto-u.ac.jp/~yakuzai/staff.html>) 「スタッフ」

【基準 10-2-2】

教育研究上の目的に沿った研究活動が行えるよう、研究環境が整備されていること。

【観点 10-2-2-1】 研究室が適切に整備されていること。

【観点 10-2-2-2】 研究費が適切に配分されていること。

【観点 10-2-2-3】 研究時間を確保するために、教員の授業担当時間数が適正な範囲内となるよう努めていること。

【観点 10-2-2-4】 外部資金を獲得するための体制が整備されていることが望ましい。

[現状]

薬学部の建物は、本館 (9,329 m²)、教育棟 (1,056 m²) 別館 (884 m²)、総合研究棟 (5,615 m²)、医療薬学教育棟 (268 m²) で構成されており、講義室等を除くスペースを研究活動に利用している。各研究室(研究分野：教授1、准教授1、助教1を基本とする)あたりおおむね300 m²のスペース(実験室+居室)を配分している。それ以外のスペースについては、共通機器室や、動物飼育室、アイソトープ研究施設、NMR室、質量分析室、低温室などとして、薬学研究科・薬学部に共通の研究活動に活用している。【観点10-2-2-1】(基礎資料11 資料No.3)ただし、一部に耐震性等に問題がある研究室や設備があるので、改善する必要がある。

基本的な教育研究費は運営費交付金である。薬学研究科・薬学部に配分される運営費交付金のうち、部局全体の共通経費を除いたものについて、教授、准教授、講師、助教あたりの単価、および研究室に配属されている学生(学部生および大学院生)あたりの単価のルールを決めて適切に配分している。【観点10-2-2-2】(資料No.74)研究活動の資金には、この運営費交付金に加えて、以下に示すように各教員が獲得した科学研究費補助金等の競争的資金などの外部資金を充てている。京都大学では、外部資金獲得向上のための支援事業の一環として、京都大学名誉教授等(アドバイザー)による科学研究費補助金公募申請書類の事前アドバイス事業を実施するとともに、URA(University Research Administrator)室によって科研費等の獲得を支援している。また、民間等の研究助成金の公募については、ホームページ内に掲示して、積極的な獲得を喚起している。さらには、若手教員のスタートアップ研究のために、大学独自の支援体制(京都大学若手研究者スタートアップ研究費)をとって支援している。【観点10-2-2-4】(資料No.75, 76, 77)

外部資金の獲得状況の推移

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
科学研究費補助金等	554,270	494,810	511,763	449,064	442,718
受託研究費等 ※	668,348	678,187	451,536	532,210	312,250
寄付金	194,197	271,260	185,320	241,400	252,439
その他の外部資金	72,750	86,180	554,605	558,350	485,938
合計	1,489,565	1,530,437	1,703,224	1,781,024	1,493,345

※受託研究費等は、共同研究費を含む

薬学部の教員の授業担当時間は基礎資料 10 に示すとおりで、おおむね平均化されており、研究時間を確保するために教員の授業負担を可能なかぎり均等化している。授業担当については、教員の退職等に伴って年度ごとに軽微な変更を行っている。

【観点 1 0-2-2-3】(基礎資料 10)

根拠資料

【観点 1 0-2-2-1】

- ・ 基礎資料 11 (卒業研究の配属状況)
- ・ 資料 No. 3 「学生便覧・シラバス (平成 25 年度) 京都大学薬学部 (薬学科) I. 学生便覧」(p. 86～p. 88: 建物内配置図)

【観点 1 0-2-2-2】

- ・ 資料 No. 74 「平成 25 年度薬学部・薬学研究科予算委委員会資料」(部外秘・訪問調査時に閲覧可)

【観点 1 0-2-2-3】

- ・ 基礎資料 10 (専任教員の担当授業科目および時間数)

【観点 1 0-2-2-4】

- ・ 資料 No. 75 京都大学ポータル
(<https://www.tam2.adm.kyoto-u.ac.jp/portal/wps/myportal>) 「平成 26 年度科学研究費補助金の応募に係る事前アドバイスの希望調査について (ただし、学外閲覧不可)」
- ・ 資料 No. 76 京都大学大学院薬学研究科・薬学部ホームページ
(<http://adm.pharm.kyoto-u.ac.jp/cgi-bin/kenkyu/index.cgi>) 「研究助成一覧」
- ・ 資料 No. 77 「平成 25 年度 京都大学若手研究者スタートアップ研究費の募集のポスター」

【基準 10-2-3】

教員の教育研究能力の向上を図るための組織的な取組み（ファカルティ・デベロップメント）が適切に行われていること。

【観点 10-2-3-1】 教員の教育研究能力の向上を図るための組織・体制が整備されていること。

【観点 10-2-3-2】 教員の教育研究能力の向上を図るための取組みが適切に実施されていること。

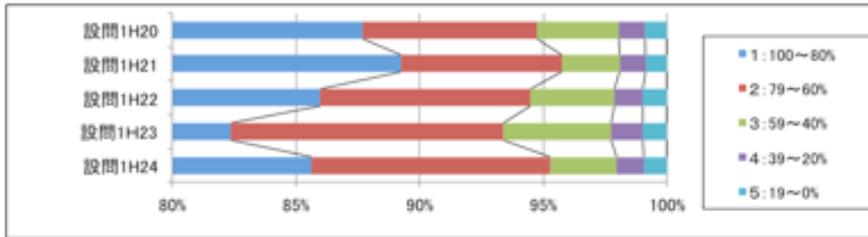
【観点 10-2-3-3】 授業評価アンケートなどを通じて、授業の改善に努めていること。

〔現状〕

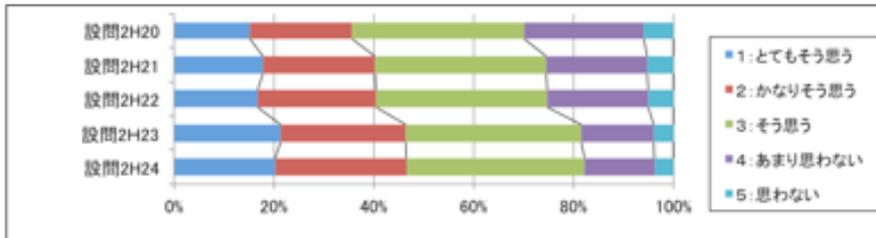
薬学部では「京都大学大学院薬学研究科・薬学部における教育研究活動等の質の向上及び改善の取組みに関する内規」を定めて、教員の教育研究能力の向上を図るための組織・体制を整備している。この内規に基づいて「自己評価等調査検討委員会」設置して、教育研究活動等の質の向上及び改善の取組みに関する評価を行い、その報告に基づいて改善策や取組み策を提言して、最終的に教授会で必要となる措置を決議している。【観点10-2-3-1】（資料 No. 78）京都大学では全学的に新規採用教員を対象にFD研修会を行っており、新規採用時にはその研修会への参加を義務づけている（研修会への参加実績；平成25年度2名）。【観点10-2-3-2】（資料 No. 79）教育に関しては、アンケート方式による学生による授業評価を行っており、教員の教育の質の向上に活用している。授業評価の結果は授業担当教員に還元するとともに、評価の高かった教員の授業を他の教員が聴講し、自らの講義について改善すべき点などを報告することにしている。このような取組みの結果として、学生からの授業の評価は全てのアンケート項目（出席状況を除く）に関して年々上がる傾向にある（下のグラフ参照）。さらには、「自己点検・評価報告書」では、教員が研究分野ごとに「研究活動に対する自己点検・評価」および「教育活動に対する自己点検・評価」を行っており、教員の教育研究能力の向上を図るための取組みを適切に実施している。【観点10-2-3-2および10-2-3-3】（資料 No. 24, 70）このように、学生による授業評価のアンケート、およびアンケート結果に基づく評価の高かった教員の授業の聴講などによって、教育の質は着実に向上している点は優れている。

（平成20～24年度の授業評価アンケートの全ての科目に関するまとめ）

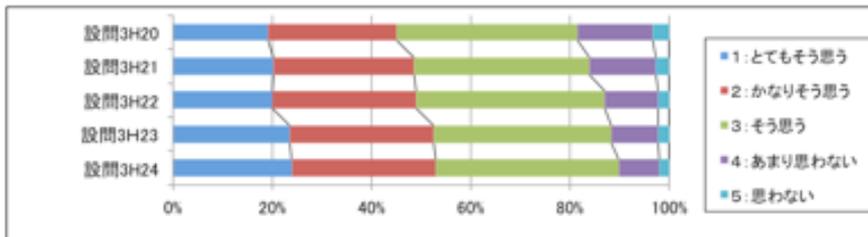
1. <出席状況>この授業科目にどのくらい出席しましたか。



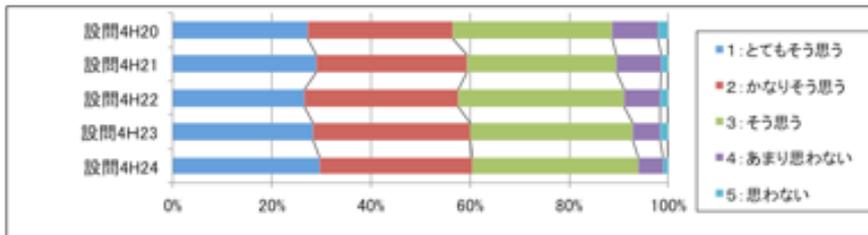
2. <自主的学習>この授業科目のために自主的に学習しましたか。



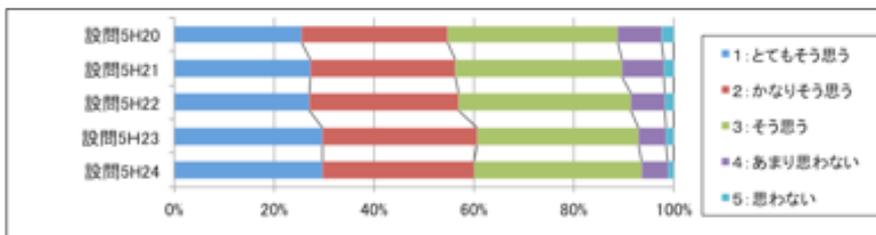
3. <理解度・明快さ・体系性>この授業の内容は体系的であり、よく理解できましたか。



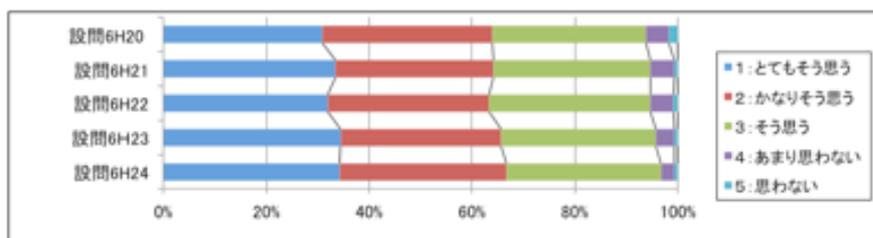
4. <知的魅力・有益度>この授業は知的に魅力があり、あなたの学習にとって有益でしたか。



5. <理解度への配慮>教員の説明の仕方、話し方や質問等への対応は適切でしたか。



6. <教員の熱意>授業に対する教員の熱意を感じましたか。



根拠資料

【観点1 0-2-3-1】

・資料 No.78「京都大学薬学部・大学院薬学研究科における教育・研究活動等の質の向上及び改善の取り組みに関する内規」（部外秘・訪問調査時に閲覧可）

【観点1 0-2-3-2】

・資料 No.79「平成25年度第1回新規採用教員研修会（研究費使用等）日程表」

【観点1 0-2-3-2 および 1 0-2-3-3】

・授業アンケート結果の推移（平成20～24年度：上に挿入グラフとして示す）

・資料 No.70「自己点検・評価報告書（平成18年1月）京都大学大学院薬学研究科・薬学部」（研究業績目録、p.134～p.318）

・資料 No.24「自己点検・評価報告書（平成23年2月）京都大学大学院薬学研究科・薬学部」（研究業績目録、p.175～p.366）

(10-3) 職員組織

【基準 10-3-1】

教育研究活動の実施を支援するため、職員の配置が学部・学科の設置形態および規模に応じて適切であること。

【観点 10-3-1-1】教育研究活動の実施支援に必要な資質および能力を有する職員が適切に配置されていること。

【観点 10-3-1-2】教育上および研究上の職務を補助するため、必要な資質および能力を有する補助者が適切に配置されていることが望ましい。

【観点 10-3-1-3】教員と職員が連携して資質向上を図っていることが望ましい。

[現状]

京都大学は総合大学であるので、大学の運営全般に関わる事務については大学本部の事務局が行っている。現在、薬学研究科／薬学部を含む京都大学南西地区では事務組織改革が進行中である。現在の薬学研究科／薬学部の事務局は、事務長の下に教務掛（掛長1名、事務職員4名）、総務掛（掛長1名、事務職員4名）、財務掛（掛長1名、事務職員1名；南西地区事務局に順次移行予定）、図書掛（掛長1名、事務職員2名）の各掛が置かれている。これに加えて、南西地区共通事務局（薬学研究科、ウイルス研究所、再生医科学研究所、iPS細胞研究所等を統括）には、事務部長（薬学研究科事務長を兼務）の下に総務課（課長1名、課長補佐1名、掛長1名、事務職員14名）、管理課（課長1名、課長補佐1名、掛長2名、事務職員11名）、経理課（課長1名、課長補佐1名、掛長4名、事務職員24名）が置かれており、薬学研究科・薬学部を含めた事務支援を行っている。【観点10-3-1-1】（基礎資料8 資料No. 80, 81, 82, 83）薬学研究科／薬学部には事務職員の他に技術専門職員3名、技術職員1名を配置して、情報管理・安全衛生管理、動物実験・実験動物の管理、有機微量元素分析などの研究支援を行っている。また、特定医療技術職員1名を配置して、病院実習などの教育支援を行っている。さらに、南西地区共通事務局にはURA（University Research Administrator）室（特定専門業務職員4名）があり、教育研究に関連するさまざまな後方支援を行っている。このように、URA室の設置によって、研究の後方支援が充実している点は優れている。さらには、各研究室（研究分野）では、教育上および研究上の職務の補助を行なうために、教務補佐員、技術補佐員、事務補佐員を適切に雇用している。【観点10-3-1-2】（基礎資料8 資料No. 80, 81, 82, 83）

薬学部・薬学研究科教授会、薬学研究科会議、薬学研究科協議会には事務職員（事務長、掛長）が陪席して、事務職の立場から状況の説明や意見の陳述を行うとともに、会議内容の記録を行っている。また、薬学研究科・薬学部将来計画委員会には事務長が参加するなど職員も必要に応じて各委員会に参加して資質向上を図り、薬学部全体の管理運営を教員と一体になってあたっている。【観点10-3-1-3】（基

礎資料 8 資料 No. 80, 81, 82, 83)

根拠資料

【観点 10-3-1-1、10-3-1-2 および 10-3-1-3】

- ・ 基礎資料 8 (教員・事務職員数)
- ・ 資料 No. 80 「南西地区共回事務部組織体制」
- ・ 資料 No. 81 「薬学研究科・薬学部事務部職員配置図」
- ・ 資料 No. 82 「南西地区共回事務部座席表」
- ・ 資料 No. 83 「薬学研究科教職員電話番号一覧」

『教員組織・職員組織』

1 0 教員組織・職員組織

[点検・評価]

(優れた点)

- ・ 教育・研究を評価して教員を公募採用：教員採用は公募で行っており、研究実績に偏ることなく、募集する専門分野に関する教育の経験や指導能力・見識を十分に考慮して選考を行っている。実務家教員については、教育・研究における実績に加えて、薬剤師としての優れた知識・経験および高度の技術・技能を有する者を採用している。【基準10-1-4】
- ・ 授業評価のアンケートと他教員の授業の聴講：学生による授業評価のアンケートによって、およびアンケート結果に基づく評価の高かった教員の授業の聴講などによって、教育の質は着実に向上している。【基準10-2-3】
- ・ URA室による後方支援：URA室の設置によって、研究の後方支援は充実している。【基準10-3-1】

(改善を要する点)

- ・ 医学系他部局との連携による教育体制：専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識がある専任教員として配置されているが、医学系他部局とより強力な連携を構築して教育体制をさらに強化することが望ましい。【基準10-1-2】
- ・ 耐震性問題の解消：一部に耐震性等に問題がある研究室や設備があるので、改善する必要がある。【基準10-2-2】

[改善計画]

- ・ 医学系他部局との連携による教育体制：平成25年度8月に、医学研究科、医学部附属病院に加えてさらに複数の部局に協力を呼びかけ「医薬学系専門基礎共通教育協議委員会」を新たに立ち上げた。今後、医療人教育を含めて専門基礎科目を中心に連携体制を議論していく予定である。【基準10-1-2】
- ・ 耐震性問題の解消：現在の薬草園と医療薬学教育棟がある位置に、医薬総合研究棟（仮称：主として医学研究科と薬学研究科が利用予定）を新築予定である。この新棟が完成すれば、耐震性等に問題がある研究室などを移転する予定である。【基準10-2-2】

『学習環境』

1 1 学習環境

【基準 1 1-1】

教育研究上の目的に沿った教育を実施するための施設・設備が整備されていること。

【観点 1 1-1-1】効果的教育を行う観点から、教室の規模と数が適正であること。なお、参加型学習のための少人数教育ができる教室が確保されていることが望ましい。

【観点 1 1-1-2】実習・演習を行うための施設（実験実習室、情報処理演習室、動物実験施設、RI教育研究施設、薬用植物園など）の規模と設備が適切であること。

【観点 1 1-1-3】実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習事前学習を実施するため、適切な規模の施設（模擬薬局・模擬病室等）・設備が整備されていること。

【観点 1 1-1-4】卒業研究の内容に相応しい施設・設備が適切に整備されていること。

[現状]

以下に示すように、薬学科（6年制）30名、薬科学科（4年制）50名、および大学院生の効果的教育を行うために教室の規模と数は適正であり、少人数教育ができる教室も確保されている。ただし、全ての授業形態には適していない講義室が一部存在する。【観点1 1-1-1】（基礎資料2, 12 資料 No. 1, 3）実習・演習を行うための施設（実験実習室、情報処理演習室、動物実験施設、RI教育研究施設、薬用植物園など）の規模と設備が適切であり【観点1 1-1-2】（基礎資料2, 12 資料 No. 1, 3）、実務実習事前学習を実施するための適切な規模の施設・設備が整備されており【観点1 1-1-3】（基礎資料2, 12 資料 No. 1, 3）、卒業研究の内容に相応しい研究室（計19分野）が適切に整備されている。【観点1 1-1-4】（基礎資料2, 11, 12 資料 No. 1, 3）このように、教育を行うための施設・設備は十分に整備されているが、全ての授業形態には適していない講義室が一部存在する。

これらの教室や施設については、全て「学生便覧」や「薬学研究科・薬学部概要」の建物配置図に掲載している。

本館：卒業研究のための研究室が計8分野；300名を収容可能な講堂が1か所；80名規模の講義室が3か所；30名規模で自由討論が可能なオープンカンファレンス、ミーティングスペース、セミナー室、演習室が計5か所；これらの他に図書室、アイソトープ薬学研究施設、会議室、実習準備室、動物飼育室、低温室、共同利用研究室（9か所）、共同機器室、ロッカー室などがある。

教育棟：80名規模の講義室が2か所；50名規模の講義室が1か所；50名規模の情

報処理演習室が1か所；30名規模で自由討論が可能なオープンカンファレンスが1か所；80名規模の学生実習室が1か所ある。

別館：卒業研究のための研究室が計2分野ある。

総合研究棟（新館）：卒業研究のための研究室が計9分野；30名規模のポスターセッションが可能な多目的ホールが1か所；20名規模で自由討論が可能なオープンカンファレンスもしくはホールが計8か所；これらの他に、共同利用実験室(10か所)、低温室、ESR室、NMR室、質量分析室、顕微鏡室、元素分析総合研究施設などがある。

医療薬学教育棟（医療実務事前学習や薬学共用試験の実施のための施設）：調剤室、服薬指導室、製剤・TDM室、薬品情報室、無菌操作室、無菌操作準備室などがある。

薬用植物園：薬草園＋標本園＋栽培温室

根拠資料

【観点1 1-1-1、1 1-1-2、1 1-1-3および1 1-1-4】

- ・基礎資料2（在籍学生数）
- ・基礎資料12（講義室等の数と面積）
- ・資料No.3「学生便覧・シラバス（平成25年度）京都大学薬学部（薬学科）I.学生便覧」（建物配置図、p.86～p.89）
- ・資料No.1「平成25年度京都大学大学院薬学研究科・薬学部概要」（建物配置図、p.6～p.7）

【観点1 1-1-4】

- ・基礎資料11（卒業研究の配属状況）
- ・基礎資料12（講義室等の数と面積）

【基準 1 1-2】

適切な規模の図書室・資料閲覧室や自習室が整備され、教育研究上の目的に沿った教育研究活動に必要な図書および学習資料などが適切に整備されていること。

【観点 1 1-2-1】適切な規模の図書室・資料閲覧室が整備されていること。

【観点 1 1-2-2】教育研究上の目的に沿った教育研究活動に必要な図書および学習資料（電子ジャーナル等）などが適切に整備されていること。

【観点 1 1-2-3】適切な規模の自習室が整備されていることが望ましい。

【観点 1 1-2-4】図書室・資料閲覧室および自習室の利用時間が適切に設定されていることが望ましい。

[現状]

延床面積 320 m²（書庫 189m²、開架スペース 103 m²、事務スペース 28 m²）を備えた図書室が薬学部内にある。さらに、京都大学内では、全学の学生が共同利用する附属図書館等も利用できる。【観点 1 1-2-1】（基礎資料 13 資料 No. 84, 85）薬学部図書室には約 37,000 冊の蔵書がある（約 7 割が学術雑誌）。最新の図書および学習資料を維持する目的で、学生用図書予算として 75 万円をあて、薬学関連書籍を購入している。さらに、京都大学内で閲覧できる電子ジャーナルは 26,000 タイトル以上である。このように、学生数の規模に対して十分な大きさの薬学部図書室および蔵書数を有しており、薬学部生が利用可能な京都大学全体の図書館を有し、電子ジャーナルは京都大学全体で契約しているものに関して自由に閲覧可能であり、その規模は十分に充実していることは優れている。【観点 1 1-2-2】（基礎資料 14 資料 No. 86, 87）図書室は、全学生が平日 9:00 から 17:00 まで利用可能である。さらに、薬学科 5、6 年次生、および大学院生以上に関しては時間制限なく利用できる（ただし、夏期休業中や年末年始などを除く）。また、自習室として使える情報処理演習室（84 m²）は 30 台のパソコンを備え、8:30 から 19:00 まで全学生が利用可能である。さらには、薬学部の建物内にあるオープンカンファレンスルームやミーティングスペース（基準 1 1-1 の項参照）は、セミナーやミーティングの時間を除けば、全て自由に自習室として利用可能である。【観点 1 1-2-3 および 1 1-2-4】（基礎資料 13 資料 No. 3, 84）

根拠資料

【観点 1 1-2-1】

- ・ 基礎資料 13（学生閲覧室等の規模）
- ・ 資料 No. 84 京都大学大学院薬学研究科・薬学部ホームページ
(<http://www.pharm.kyoto-u.ac.jp/research/facilities/library/>)「薬学部図書室」
- ・ 資料 No. 85 京都大学附属図書館ホームページ

(<http://www3.kulib.kyoto-u.ac.jp/>)

【観点 1 1-2-2】

- ・基礎資料 14 (図書、資料の蔵書数及び受け入れ状況)
- ・資料 No.86 京都大学附属図書館ホームページ
(<http://kuline.kulib.kyoto-u.ac.jp/>) 「蔵書検索」
- ・資料 No.87 京都大学図書館電子リソース「電子ジャーナル (学内限定)」
(<http://edb.kulib.kyoto-u.ac.jp/gakunaiej.html>)、
および「データベース (学内限定)」
(<http://edb.kulib.kyoto-u.ac.jp/gakunaidb.html>)

【観点 1 1-2-3 および 1 1-2-4】

- ・基礎資料 13 (学生閲覧室等の規模)
- ・資料 No.3 「学生便覧・シラバス (平成 25 年度) 京都大学薬学部 (薬学科) I. 学生便覧」(薬学研究科サテライト (情報処理演習室) の利用、p.59~p.60; 京都大学大学院薬学研究科・薬学部図書室利用規則 p.60~p.62; 建物配置図、p.86~p.89)
- ・資料 No.84 京都大学大学院薬学研究科・薬学部ホームページ
(<http://www.pharm.kyoto-u.ac.jp/research/facilities/library/>) 「薬学部図書室」

『学習環境』

1 1 学習環境

[点検・評価]

(優れた点)

- ・ 教育施設・設備の充実：教育を行うための施設・設備は十分に整備されている。
【基準 1 1 - 1】
- ・ 図書および電子ジャーナルの充実：学生数の規模に対して十分な大きさの薬学部図書室および蔵書数を有しており、さらに薬学部生は京都大学全体の図書館を利用可能である。一方、電子ジャーナルは京都大学全体で契約しているものに関して自由に閲覧可能であり、その規模は十分に充実している。【基準 1 1 - 2】

(改善を要する点)

- ・ 教室の利便性の改善：教室の数や規模は適正であるが、全ての授業形態には適していない講義室が一部存在する。【基準 1 1 - 1】

[改善計画]

- ・ 教室の利便性の改善：現在の薬草園と医療薬学教育棟がある位置に、医薬総合研究棟（仮称：主として医学研究科と薬学研究科が利用予定）を新築予定である。この新棟には、新たに大小の講義室を設置するとともに、医療薬学教育棟内にある実務実習事前学習を実施するための施設を全て設けて充実させる予定である。【基準 1 1 - 1】

『外部対応』

1 2 社会との連携

【基準 1 2-1】

教育研究活動を通じて、医療・薬学の発展および薬剤師の資質向上に貢献するよう努めていること。

【観点 1 2-1-1】医療界や産業界と連携し、医療および薬学の発展に努めていること。

【観点 1 2-1-2】地域の薬剤師会、病院薬剤師会、医師会などの関係団体および行政機関との連携を図り、薬学の発展に貢献するよう努めていること。

【観点 1 2-1-3】薬剤師の資質向上を図るために卒後研修など生涯学習プログラムの提供に努めていること。

【観点 1 2-1-4】地域住民に対する公開講座を開催するよう努めていること。

【観点 1 2-1-5】地域における保健衛生の保持・向上につながる支援活動などを積極的に行っていることが望ましい。

[現状]

本学では、薬学部・薬学研究科所属の実務家教員が、医学部附属病院薬剤部部長を兼任し、また、薬剤師会や病院薬剤師会に入会している教員もおり、薬剤師会、病院薬剤師会と連携して薬剤師職能や薬学の発展に貢献するよう努めている。一方、産業界との連携については、民間企業の協力を得てこれまで5つの寄附講座を設置（平成25年度は3つの寄附講座が活動）して、教育・研究活動を通じて薬学の発展に貢献を図っている。寄附講座のうち一つは、日本製薬工業協会が公募した寄付講座開設事業に応募して採択されたものである。さらに、医療界、産業界とは下表のように民間等との共同研究の資金を受入れ活発に共同研究を行っている他、民間や他大学・他研究機関との共同研究のための、平成18年度4名、平成19年度7名、平成20年度8名、平成21年度6名、平成22年度2名、平成23年度2名、平成24年度5名、平成25年度6名の研究員を受け入れている。【観点1 2-1-1および1 2-1-2】（資料 No. 19）

民間等との共同研究受入状況（単位：千円）

	件数	金額
平成18年度	20件	248,327
平成19年度	25件	194,877
平成20年度	30件	256,086
平成21年度	21件	185,157
平成22年度	21件	126,300
平成23年度	26件	76,808
平成24年度	20件	50,900
平成25年度	10件	24,311

「薬学教育センター設立に向けた薬学教育イノベーション創出事業」で実施する講演会を一般公開し、薬剤師の資質向上を図るための情報提供に努めている。

【観点12-1-3】(資料No. 19)

平成24年度から、地域住民を招き毎年2回の附属薬用植物園見学会の実施(2013年5月12日、5月15日)している。また、見学会の中では専任教員による薬用植物についての説明会を地域住民に対して開催し、薬用植物に含まれる有効成分や生薬について詳細な解説を行い、地域における保健衛生の保持・向上につなげるよう努めている。【観点12-1-4および12-1-5】(資料No. 88) このように、薬草園の見学会を年度ごとに実施して、地域住民や京都大学内の職員にも公開していることは優れている。

根拠資料

【観点12-1-1、12-1-2および12-1-3】

・資料No.19 京都大学大学院薬学研究科・薬学部ホームページ

(<http://www.pharm.kyoto-u.ac.jp/blog/category/event/>) 「平成25年度「薬学教育センター設立に向けた薬学教育イノベーション創出事業」講演会」

【観点12-1-4および12-1-5】

・資料No.88 京都大学大学院薬学研究科・薬学部ホームページ

(<http://www.pharm.kyoto-u.ac.jp/blog/2013/05/20/2nd-medicinal-plants-tour/>) 「附属薬用植物園見学会」

【基準 12-2】

教育研究活動を通じて、医療・薬学における国際交流の活性化に努めていること。

【観点 12-2-1】英文によるホームページなどを作成し、世界へ情報を発信するよう努めていること。

【観点 12-2-2】大学間協定などの措置を積極的に講じ、国際交流の活性化のための活動が行われていることが望ましい。

【観点 12-2-3】留学生の受入や教職員・学生の海外研修等を行う体制が整備されていることが望ましい。

[現状]

京都大学および薬学部では、英文ホームページを開設し、世界へ向けた情報発信に努力している。また、薬学部では2年に一度「京都大学大学院薬学研究科・薬学部概要」の英語版を作成している。【観点12-2-1】（資料No. 89, 90, 91）ただし、英語版ホームページは、日本語版に全て対応しているわけではないので改善を要する。

京都大学では、海外98大学4大学群と大学間学術交流協定を結んでおり、薬学部単独では2大学と部局間学術交流協定を結んでおり、国際交流の活性化を図っている。【観点12-2-2】（資料No. 92, 93）このように、大学間学術交流協定による単位互換制度を活用して、海外の大学に短期留学する制度を整えていることは優れている。

外国人留学生特別選考を薬学部薬科学科に関して行っている。しかし、薬剤師国家試験が日本語で行われている現状では、薬学科には本入試制度による外国人の入学は認めていない。京都大学では「留学生ハンドブック」を作成して、京都大学の留学生生活について説明している。さらには、京都大学独自の若手人材派遣事業（通称「ジョン万プログラム」）を実施して、若手研究者の海外経験や国際的な活動を支援している。【観点12-2-3】（資料No. 94, 95, 96）

根拠資料

【観点12-2-1】

- ・資料No. 89 京都大学ホームページの英語版 (<http://www.kyoto-u.ac.jp/en>)
- ・資料No. 90 京都大学大学院薬学研究科・薬学部ホームページの英語版 (<http://www.pharm.kyoto-u.ac.jp/en/>)
- ・資料No. 91 京都大学大学院薬学研究科・薬学部概要のホームページの英語版(2013) (<http://www.pharm.kyoto-u.ac.jp/en/outline/>)

【観点12-2-2】

- ・資料No. 92 京都大学ホームページ

(<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/international/agreement/agreement.htm>) 「大学間学術交流協定締結状況」

・資料 No.93 京都大学ホームページ

(<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/international/agreement/list.htm>)

「部局間学術交流協定締結状況の薬学研究科」

【観点 1 2-2-3】

・資料 No.94 「平成 26 年度京都大学薬学部私費外国人留学生特別選考募集要項」

・資料 No.95 「留学生ハンドブック 2013/2014」

・資料 No.96 「平成 25 年度ジョン万プログラムポスター」

『外部対応』

1 2 社会との連携

[点検・評価]

(優れた点)

- ・ 薬草園見学会：薬草園の見学会を年度ごとに実施して、地域住民や京都大学内の職員にも公開している。【基準1 2-1】
- ・ 大学間学術交流協定：大学間学術交流協定による単位互換制度を活用して、海外の大学に短期留学する制度を整えている。【基準1 2-2】

(改善を要する点)

- ・ 英語版ホームページの改善：英語版ホームページは、日本語版に全て対応しているわけではない。【基準1 2-2】

[改善計画]

- ・ 英語版ホームページの改善：英語版ホームページが日本語版に全て対応しているわけではないので、ホームページ広報委員会を中心にして、可能なかぎり英語版が日本語版に対応するようにつとめる。【基準1 2-2】

『点検』

1 3 自己点検・評価

【基準 1 3-1】

適切な項目に対して自ら点検・評価し、その結果が公表されていること。

【観点 1 3-1-1】自己点検・評価を行う組織が設置されていること。

【観点 1 3-1-2】自己点検・評価を行う組織には、外部委員が含まれていることが望ましい。

【観点 1 3-1-3】自己点検・評価を行うに当たって、適切な項目が設定されていること。

【観点 1 3-1-4】設定した項目に対して自己点検・評価が行われていること。

【観点 1 3-1-5】自己点検・評価の結果がホームページなどで公表されていること。

[現状]

薬学部内の自己点検・評価を行う組織として、「京都大学大学院薬学研究科・薬学部における教育研究活動等の質の向上及び改善の取り組みに関する内規」に基づいて自己評価等調査検討委員会を設置している。【観点 1 3-1-1】(資料 No. 32, 78) この内規第 6 条には、「薬学研究科長は自己点検をさらに深めるため、外部有識者外部評価を受けることができる。」と定めている。平成 18 年 1 月および平成 23 年 2 月に自己点検・評価報告書を作成して公表している。自己点検・評価にはこれまでは外部委員を含めていないが、自己点検・評価とは別個に外部評価を行っている。

【観点 1 3-1-2】(資料 No. 32, 78)

自己点検・評価の項目を適切に設定しており、報告書にあるように設定した項目について点検・評価を行っている。項目には以下のものがある。【観点 1 3-1-3 および 1 3-1-4】(資料 No. 24, 70, 97, 98)

2 回の自己点検・評価報告書を刊行するとともに、平成 23 年 2 月の報告書についてはホームページで公表している。また、平成 21 年度に実施した 6 年制薬学教育に関する「自己評価 21」の報告書についてもホームページで公表している。【観点 1 3-1-5】(資料 No. 24, 70, 97, 98)

[自己点検・評価の項目]

理念・目標・将来構想

教育

研究活動

職員組織

管理・運営

財政

施設・設備

学術情報

国際交流
社会との連携

根拠資料

【観点13-1-1 および13-1-2】

- ・資料 No.78 「京都大学薬学部・大学院薬学研究科における教育・研究活動等の質の向上及び改善の取り組みに関する内規」（部外秘・訪問調査時に閲覧可）
- ・資料 No.32 「平成25年度薬学研究科各種委員会委員名簿」

【観点13-1-3、13-1-4 および13-1-5】

- ・資料 No.70 「自己点検・評価報告書（平成18年1月）京都大学大学院薬学研究科・薬学部」
- ・資料 No.24 「自己点検・評価報告書（平成23年2月）京都大学大学院薬学研究科・薬学部」
- ・資料 No.97 「外部評価報告書（平成15年7月）京都大学大学院薬学研究科・薬学部」
- ・資料 No.98 京都大学大学院薬学研究科・薬学部ホームページ
(<http://www.pharm.kyoto-u.ac.jp/outline/self-evaluation-assessment/>)「自己点検・評価」

【基準 13-2】

自己点検・評価の結果が教育研究活動の改善等に活用されていること。

【観点 13-2-1】自己点検・評価の結果を教育研究活動に反映する体制が整備されていること。

【観点 13-2-2】自己点検・評価の結果が教育研究活動の改善に反映されていること。

[現状]

自己点検・評価の結果を教育研究活動に反映するために、「京都大学大学院薬学部・薬学研究科における教育研究活動等の質の向上及び改善の取り組みに関する内規」第3条に、将来計画委員会が自己点検・評価報告書の内容を検討して、改善や取り組み策を研究科長に提言することと定めている。さらに同内規第4条では、研究科長は提言について検討するために教授会に議題を提出し、教育・研究活動等の質の向上及び改善の取り組みに関して必要になる措置を決議するものと定めている。【観点13-2-1】(資料 No. 24, 43, 70, 78, 97) このような決議に基づいた場合も含めて、将来計画委員会で薬学部の将来計画に関する方針を決定している。【観点13-2-2】(資料 No. 78) このように、自己評価等調査検討委員会による点検と評価、および将来計画委員会による改善の取り組みを積極的に行っていることは優れている。ただし、外部評価に関しては、京都大学全体の機関別認証評価を受けているために、個別の外部評価を平成15年以降は行っていない。

根拠資料

【観点13-2-1】

- ・資料 No. 78「京都大学薬学部・大学院薬学研究科における教育・研究活動等の質の向上及び改善の取り組みに関する内規」(部外秘・訪問調査時に閲覧可)
- ・資料 No. 70「自己点検・評価報告書(平成18年1月)京都大学大学院薬学研究科・薬学部」
- ・資料 No. 24「自己点検・評価報告書(平成23年2月)京都大学大学院薬学研究科・薬学部」
- ・資料 No. 97「外部評価報告書(平成15年7月)京都大学大学院薬学研究科・薬学部」
- ・資料 No. 43「京都大学大学院薬学研究科・薬学部将来計画委員会内規」(部外秘・訪問調査時に閲覧可)

【観点13-2-2】

- ・資料 No. 78「京都大学薬学部・大学院薬学研究科における教育・研究活動等の質の向上及び改善の取り組みに関する内規」(部外秘・訪問調査時に閲覧可)

『点検』

1 3 自己点検・評価

[点検・評価]

(優れた点)

- ・ 適正な自己点検評価の実施：自己評価等調査検討委員会による点検と評価、および将来計画委員会による改善の取り組みを積極的に行っている。【基準 1 3-1 および 1 3-2】

(改善を要する点)

- ・ 外部評価の検討：外部評価に関しては、京都大学全体の機関別認証評価を受けているために、個別の外部評価を平成 15 年以降は行っていない。【基準 1 3-1】

[改善計画]

- ・ 外部評価の検討：今回の薬学教育評価による外部からの指摘に対応して、今後の薬学部運営を改善する予定である。【基準 1 3-1】